

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成25年9月17日、10月1日、10月16日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、Aを印したものは、今月の主な内容（5件）
Aは職員に関するもの（5件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分	公開月日
1 (33)	2013/8/7	電子メール	提案意見	放射能汚染地域の子どもの受け入れについて	放射能汚染地域の子どもの受け入れることを、もっと県が積極的にしてほしいです。私たちの所属するサークルには福島から原発禍のために避難されてきた方がいらっしゃいます。三重は原発もなく、海や山の自然に恵まれた環境の良いところだと、避難されてきたのですが、昨年は震災がれきを受け入れるかどうかですったもんだがありましたし、産廃などの問題も良く耳にします。避難されてきた方だけでなく、私も大変憂慮していましたが、「イクメン」であられる知事はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。体をむしばむような放射能や科学物質汚染の心配のない三重県として、三重県在住の子どもの育むだけでなく、福島など高濃度汚染された地域の子どもたちをキャンプや一時移住などで受け入れることを、県がもっと積極的にされたらいいのに、と思います。子どもは地域の宝であり、希望そのものです。その希望を健やかに育てるために、知事は三重の環境をどのように守っていかれるおつもりなのか、ぜひお聞かせ下さい。	防災対策部	防災対策総務課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県では、東日本大震災被災直後、庁内に支援本部を設け、部局横断的に情報共有・連携をしながら各種支援に取り組んでいます。ご提案いただいた被災地の子どもの受け入れについては、・県有施設である鈴鹿青少年センター・熊野少年自然の家の利用料金等を免除・利用いただける一時的な滞在場所（キャンプ場等宿泊施設・公民館等・研修施設）の県ホームページでの案内を行っているところですが、また、県内には、子どもたちの受け入れを行っている民間団体もあり、それらの団体とも情報交換等を行っております。今後も引き続き東日本大震災への支援に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。		9/17
2	2013/9/17	電子メール	提案意見	防災みえの台風情報について	防災みえで、常に新しい情報が届けられることにありがたさを感じています。ところで、台風情報の配信についてなのですが、配信される市町の順番が何故津市から伊勢市へと飛ぶのですか。順番からして、津管内、松阪管内、伊勢管内が当然ではないかと思います。	防災対策部	防災対策総務課	日頃は、「防災みえ.jp」メール配信サービスをご利用いただきましてありがとうございます。ご指摘いただきました、台風情報に係る表示の市町順につきましては、情報の提供を依頼している気象会社のシステムが出力する順番となっております。表示順の並び替えにつきましては、どのような並び順が良いのかを検討させていただきますので、何とぞ、ご了解くださいますようお願いいたします。このたびは、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今後とも、「防災みえ.jp」メール配信サービスをよろしく申し上げます。	施策の参考とする	10/16
3	2013/9/17	電子メール	提案意見	防災みえのホームページについて	台風が来たために防災みえを利用しようとしたのですが、肝心の情報がリンク切れをたくさん起こして使えませんでした。すべてのリンクを点検してください。それから、タイムリーで重要な避難の警報、避難場所、停電情報のようなものはトップページのようなところで一覧表でまとめて表示をしたほうが見やすいと思いました。	防災対策部	防災対策総務課	日頃は、「防災みえ.jp」をご利用いただきましてありがとうございます。ご指摘いただきました、ホームページ内のリンクにつきましては、すべての項目について点検を行い、正常に閲覧できるよう修正いたしました。大変ご迷惑をおかけいたしました。また、避難準備情報・避難指示等の避難の情報や、避難所開設情報につきましては、「防災みえ.jp」トップページ中央の「緊急時お役立ち情報」から「避難情報>一覧」をクリックいただくと、一覧でご覧いただけますので、ぜひご活用ください。なお、停電情報等の表示方法につきましては、次回改修の際によりわかりやすいものとなるよう検討させていただきます。このたびは、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今後とも、「防災みえ.jp」をよろしく申し上げます。	県民の声を受けて実施した	10/16
4	2013/8/28	電子メール	照会	防災に関連した原発の視察について	なぜ、知事や副知事は原発の視察に行かれないのですか。東海地方には浜岡原発があります。また福井県の原発からは百数十キロしか離れていません。防災のプロ意識として、原発の被害が県内に及んだらどのように対応されるのかを教えてください。	防災対策部	災害対策課	知事等の原発視察については、平成24年5月に、知事、危機管理統括監、防災対策部長が、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）を訪問し、津波対策等について現地視察を実施しています。また、原子力防災につきましては、原子力発電所等の異常時に速やかな情報連絡ができるよう、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、及び日本原子力研究開発機構と、異常時の連絡体制について覚書等を締結しており、地域防災計画の平成24年修正には、この連絡体制を記載しました。今後、有識者等の意見もいただきながら、初動体制整備を進めるとともに、地域防災計画への反映も検討していきたいと考えています。	すでに実施している	10/1
5 (60)	2013/8/2	電子メール	提案意見	観光振興刺激策について	伊勢志摩地域のご当地ナンバーについて提案していますが、国土交通省が示す基準を満たさないことから、導入は難しいようです。しかし、このまま何もせずに、観光振興をしているだけでいいのでしょうか。三重県民は、保守的であり派手なことはしたがりませんが、このままでは、この先、他の道府県と変わりがなくなってしまいます。 また、三重県は、観光資源は豊富ですが、それだけでも、他の道府県と同じになってしまいます。他の道府県は、かなり観光政策を練って、一所懸命に実行されております。東海地区だけでも魅力的な観光地はたくさんある中、三重県民や伊勢志摩地区は少しのんびりし過ぎではないでしょうか。少しは攻めの観光戦略や住民戦略を練ってはいかがでしょうか。鳥羽志摩地域では、真珠や海女さんたちを世界遺産に登録しようとする動きも出ています。しかし、世界遺産は、住民全体がその気になれなければ、会議で承認していただけません。どうせならば、伊勢志摩国立公園全体を世界遺産登録する事ができないようであれば、国も登録委員も承認してはもらえません。その一環でご当地ナンバーなどの伊勢志摩圏全体の住民を巻き込んだ提案をたくさん練っていくことが肝要かと思えます。三重県民はそのような観光振興刺激策などには興味はないのでしょうか。他の世界遺産登録地の例などを見ましても、かなり地元住民や周辺自治体を動かしています。まず足元を固めないと無理な話だと思います。どうやって足場を固めるのでしょうか。お伺いいたします。また、今年の10月末頃に、ご当地ナンバーの追加募集があるそうなので、ご検討いただきますようお願いいたします。	戦略企画部	戦略企画総務課	ご意見をいただきありがとうございます。現在、三重県内の「ご当地ナンバー」は、鈴鹿市と亀山市を対象地域とした「鈴鹿」ナンバーが平成18年10月から導入されています。その導入にあたっては、関係団体が一体となって取り組み、地域住民等の意向も確認するとともに、各市の議会の支持も得ながら国へ要望しています。今回のご当地ナンバー（第2弾）の導入については、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、対象地域となる市町村が、住民等のニーズを把握することになります。また、当該地域を構成する全ての市町村の合意があることや対象地域における地域振興・観光振興の中で、新たな地域名を表示するナンバープレートの位置付け、活用方策等を明確に示すことも必要となってきます。これらを踏まえ、対象地域となる市町村が要望をおこなうこととなっておりますが、まずは、地域住民や地域の関係団体が一体となり、導入に向けて取り組む必要があると考えています。なお、「追加募集」については、今回の決定で「導入見送り」とされた「飛鳥」（奈良県：橿原市、高市郡明日香村・高取町、吉野郡吉野町）に関して、10月末までに要望書の再提出された場合に限り、改めて導入の是非を検討するとされているところです。	施策の参考とする	9/17
6	2013/9/13	封書葉書	提案意見	平和のメッセージ運動について	若い人々の将来を思う時、今の日本の平和が、この先もずっと長く続いていけるのか、不安に思えてなりません。又、世の中も、人の心が悪化して来ています。地球の環境も温暖化が進んで悪化して来ています。私たち人間は、天と地の大自然の恩恵を受けて、又、社会の恩恵を受けて、この世に生かされています。今の日本の平和を、若い人々の未来のために、後世に残す、豊かな自然を、若い人々の未来のために、後世に残すことは、今を生きる私達大人の責任と役割だと考えまして、「平和へのメッセージ」を世の中に発信する運動をしています。メッセージに対する知事からの意見をいただくよう、よろしくお願い致します。悲しいことですが、人類の歴史は、ずっと戦争の繰り返しです。この先も、現状のままでは、世界から戦争はなくなりません。人類の存続と人類の明るい未来は、世界平和なくしては、望めません。どうかあなたも、可愛い子どもや孫たちと、若い人々の将来がどうか平和でありますように、わが国と世界の平和を願って、あなたも一言、平和のメッセージを、あなたの周囲の人々に語って下さい。そして国内へ世界へと発信して下さい。世界の平和と繁栄を世界の人々の自由と平等は、世界共通の願いです。人類の英知を結集して、今すぐ決断実行しましょう。	戦略企画部	戦略企画総務課	先の大戦の終戦から68年が経過し、戦争の悲惨な実態と教訓が風化することが懸念されます。このため、県民の皆さん、特に次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、理解を深めていただくことが、より大切になってきていると考えています。具体的には、毎年平和に関連するパネル展を開催するとともに、戦争体験朗読CDなどの資料の貸し出し、ホームページでの「戦争資料館」の運営などに取り組んでいます。「みえ県民力ビジョン」の基本理念として掲げた「県民力でめざす『幸福実感日本』の三重」をめざしていくためには、平和な社会であることが前提であると認識しており、いただいた御意見も参考に、今後とも、平和への思いを持って、県政を推進してまいります。	施策の参考とする	10/16

7 (40)	2013/ 9/2	電子 メール	提 案 意 見	リニア駅誘致と首都移転について	日本のため、三重県のため、リニア駅誘致と首都移転をセットで提案してはいかがでしょうか。歴史があり(伊勢・伊賀や紀伊という地名を知らない国民はいません)、気候が良く(豪雪や台風もひどくなく)、地理的にも優れ(日本のほぼ真ん中です)、食べ物が美味しい当県が、飛躍する有史以来の大チャンスかと思えます。財政的に厳しい日本国ではありますが、将来の損失(人命も)を考えれば小さな負担ですし、建設投資などは経済の活性化になると思えます。東京をニューヨークに見立てれば、1時間以内に行けるようになる三重県は(距離的にも)ワシントンDCみたいなものになり得ます。地震のある日本では、アメリカよりも一極集中を改め、叡智を結集した防災新首都建設(もちろんそこにリニア駅を)が早急に進めていかなければならない課題と思えますが、どう思われますか。	戦 略 企 画 部	政 策 提 言 ・ 広 域 連 携 課	東京一極集中を排除し、21世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、平成4年12月に「国会等の移転に関する法律」が制定され、この法律に基づき設置された国会等移転審議会において、移転先の候補地の調査審議が行われ、平成11年12月に候補地として、「栃木・福島地域」「岐阜・愛知地域」とともに「三重・畿央地域」が答申されました。また、国会においても衆参の国会議員で構成する「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、平成16年12月に、「大規模地震災害により被災した場合等の危機管理の一環として国会等の移転の必要性は高まっており、今後、危機管理機能の中核の移転などの考え方をさらに深めるため、調査検討を行う」ことなどを内容とする座長報告がとりまとめられました。近年においては、東日本大震災の教訓や首都直下型地震の逼迫性を踏まえ、内閣府や国土交通省、関西広域連合など様々な団体により首都機能のバックアップ構造の構築が議論されています。本県としましては、関係府県等とともに首都機能移転実現に向け、国等に対し要望活動を行ってきたところですが、大災害など危機管理に対応した国づくりの観点から首都機能のバックアップ構造の構築は重要な課題と考えており、今後とも情報収集に努め、的確に対応していきたいと考えております。	施策の参考とする	10/16
8	2013/ 8/13	電話	照 会	「県政だより みえ」8月号の表紙について	「県政だより みえ」8月号の表紙に掲載されている、知事が取材した湯の山温泉の女将さんがとてもよいです。湯の山温泉に行って、会ってみたいと思いました。どこの女将さんが知りたいです。	戦 略 企 画 部	広 聴 広 報 課	「県政だより みえ」をお読みいただきありがとうございます。8月号の表紙に出ていただきましたお二人の女将さんの詳細については、5ページに掲載しております湯の山温泉女将の会きららへお問い合わせいただきますようお願いいたします。	すでに実施している	9/17
9	2013/ 8/13	電話	提 案 意 見	「県政だより みえ」8月号について	内容がなく、全世帯に配布する必要ないと思います。2、3カ月ごとの発行でよいと思います。病院や税金のことを取り上げた内容にすべきです。	戦 略 企 画 部	広 聴 広 報 課	「県政だより みえ」をお読みいただきありがとうございます。「県政だより みえ」は県民の皆さんに、県政の現状や課題、県が将来めざしていく方向など、県の施策や取り組み等をお伝えするために発行しています。読者アンケートで寄せられた意見なども参考にして、「薬と健康のおはなし」や「くらしと県税」について、毎月掲載しております。より一層「分かりやすい、見やすい、役に立つ」紙面づくりに努めてまいります。	施策の参考とする	9/17
10	2013/ 9/4	封書 葉書	提 案 意 見	広報紙について	県の広報紙にSPコード(視覚障がい者向け)を導入して頂きたいです。	戦 略 企 画 部	広 聴 広 報 課	現在、県では、「県政だより みえ」を音読したものと、「声の三重県だより」をご用意しております。「声の三重県だより」は、カセットテープ・CDでの配布、デジジー(デジタル録音図書)での貸し出しのほか、県ホームページでも配信しています。「県政だより みえ」には、写真、イラスト、図面などを多用していますが、「声の三重県だより」でも、文字以外の情報について、音読による説明を加え、分かりやすくお伝えするよう努めています。今回ご提案のありましたSPコードの導入により、情報入手手段が増えることは望ましいのですが、SPコードを本紙に印刷する場合、写真やイラストなどの情報の説明を文字にし、コード化することは、非常に時間を要することになります。現在、「県政だより みえ」は県内全域に配布するため、制作し始めてから皆さんのお手元に届くまでに、制作に1カ月、印刷・音声データの制作・配送に1カ月を要しており、県では、適時適切に情報をお伝えするために、制作等の時間短縮を課題にしているところです。また、一つのSPコードに入る情報量は800文字程度であることから、コード化すると全体で30個以上のSPコードの印刷が必要になるため、紙面レイアウトの観点からも難しいと考えています。このような状況から、SPコードの導入は難しいため、今後も現在をご用意しております媒体を簡便に手に入れ、ご活用いただけるよう引き続き取り組んでまいりますので、ご理解くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。	反映は困難である	10/16
11	2013/ 9/9	電子 メール	提 案 意 見	県政に関する基本情報はトップページについて	三重県の財政状況を調べようと、ホームページにアクセスしましたが、トップページには、それらしいメニューが示されていませんでした。やむを得ず、<三重県の組織> → <財政課>とたどり、そこから<三重の財政に関すること>をクリックして、「三重の財政」にたどりつきました。よく調べてみると、<県政・お知らせ情報>からも入れるようですが、財政、予算、総合計画といった、県政に関する基本情報は、有権者として、簡単に入手できなければいけません。トップページの分かりやすいところから、入れるようにすべきだと思いますがいかがでしょうか。	戦 略 企 画 部	広 聴 広 報 課	平素は、県ウェブサイトをご利用いただきありがとうございます。このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見をいただきましたとおり、トップページのメニューとして県政基本情報を追加し、財政や計画について配置させていただきました。今後とも県ウェブサイトの運用にご協力いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した	10/16
12	2013/ 8/19	電子 メール	照 会	ジュニアボードについて	民間でやっているジュニアボードを県でもやっていると言いましたが本当ですか。本来考えるべき部署が考えないから、ジュニアボードに考えさせるのですか。	総 務 部	行 財 政 改 革 推 進 課	ご意見ありがとうございます。県では、ボトムアップの人材育成の一環として、今年度からジュニアボード制度に取り組んでおり、各部局で若手・中堅職員からジュニアボードを構成し、部局の政策課題や組織運営課題に関する検討等を行っています。県におけるジュニアボード制度は、「人材育成」「部局における課題解決」「組織の活性化」「改善活動の促進」を目的として実施しており、課題に関しては、主担当所属を決め、主担当所属はジュニアボードメンバーからの課題に関する質問等に対応するなどして、取り組んでいるところです。また、部局(主担当所属等)は、ジュニアボードから提案された内容を真摯に受け止め、何らかの形で活用・実行につなげることとしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする	9/17
13 (A)	2013/ 8/27	封書 葉書	苦 情	勤務中のスマートフォンの使用等について	先日、県庁を訪問したときのことで。1時頃に洗い場で自分の弁当箱を洗っている人がたくさんいましたが、これは認められているのでしょうか。また、担当者と話をしているときに周りの机の上が見えるのですが、私用のスマートフォンを机の上に置いたままの職員が数人見えました。そのうち、勤務中にもかかわらずスマートフォンを操作し始めるではありませんか。そもそも民間の会社では職場にスマートフォンを持ち込むことができないのが普通です。上司は注意をしないのですか。三重県は勤務中にスマートフォンを使用することを認めているのですか。緊急の連絡があるかもしれないなどの言い訳はできないはずですか。	総 務 部	人 事 課	職員の態度により、不快な思いをされたことについてお詫び申し上げます。職員の勤務時間中の態度やマナーについては、かねてから研修や会議等の場で注意を喚起しているところです。来庁される方をはじめとした県民の皆さまに不快感を与えることのないよう、今後も引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起を行い職員に徹底してまいります。	県民の声を受けて実施した	10/1
14	2013/ 8/19	電子 メール	提 案 意 見	公務員について	公務員の職務中は個人なのか公人なのか明確な答えをいただきたいです。公務員は、都合が悪くなると個人であったり、公人であったりすると思えます。また公務中のことでも個人情報で開示しないケースがあるなど不可解な部分が多いと思えます。	総 務 部	人 事 課	地方公務員法第30条において、すべての職員(公務員)は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことが規定されているところです。公務を行う者という意味で公務員は「公人」であると考えますが、公務員の私事に関する情報などについてはプライバシーとして一定保護されるべきものと考えます。	すでに実施している	10/1

15 (A)	2013/8/12	電子メール	提案意見	職員の昼休みについて	昼12時前に津市内の喫茶店に名札をつけた職員がいましたが、これはいいのでしょうか。	総務部	人事課	三重県では、原則として勤務時間を午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで、また、休憩時間を午後0時から午後1時までと定めています。この点、業務上の都合等によっては休憩時間をずらして取得できることとしています。いただきましたご指摘について事実の特定をすることは困難ですが、いずれにしても、名札を着用して午後0時前に喫茶店へ入店するという職員の行為は、県民の方の誤解を招く行為であり、適切さを欠くものであると考えます。職員の勤務時間中の態度やマナーについては、かねてから研修や会議等の場で注意を喚起しているところですが、今回のご指摘も踏まえ、引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起を行ってまいります。	県民の声を受けて実施した	10/1
16 (A)	2013/6/11	封書葉書	苦情	職員の行動について	県の職員が勤務時間中に仕事にまったく関係がないインターネットの使用を行っています（掲示板等への書き込みなど）。これは、職務専念義務違反にならないのですか。職員の倫理観の乏しさや緊張感の無さが問題だと思えます。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、勤務時間中に職務に関係のないインターネットの使用は、地方公務員法第35条に規定されている職務に専念する義務に違反し、不適切な行為であると考えます。職員の勤務時間中の態度やマナーについては、かねてから研修や会議等の場で注意を喚起しているところですが、今回のご指摘も踏まえ、引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起を行ってまいります。	県民の声を受けて実施した	10/1
17	2013/8/19	電子メール	照会	年金掛け金の負担について	県職員の年金の掛け金の半分はどかが負担しているのですか。まさか、税金ではないですよね。国家公務員と同じく共済年金なのですか。	総務部	福利厚生課	県職員の年金は、国家公務員と同じく共済年金であり、その保険料は、厚生年金と同様に労使折半となっているため、県職員とその雇用主である県が半分づつ負担しています。	すでに実施している	9/17
18	2013/7/12	電話	提案意見	自動車税の減免申請について	家族が障がい者で、その送迎に使う自動車について毎年自動車税の減免を受けていたのですが、自動車を替えたので4月に新しい車で申請したところ、書類の提出を求められました。書類を出しましたが、不備があり受理されませんでした。息子が働いている会社の登記簿本が取れず、5月末までに申請ができず、自動車税事務所からは「7月末までに書類がそろわなかったら自動車税を全額払ってください」と言われました。家族は確かに働いているのに、信用されていないように思いました。誰にでもこのような態度で接しているのですか。大変腹立たしかったです。それに、どうしても会社の簿本が必要なのですか。まえば市の証明等簡単なものでよかったです。どうしてこんなに難しくなってしまったのですか。法律が変わったとききましたが、こんなに苦労してとらなければならないものなら、素人には難しすぎるのではないのですか。それでは福祉としておかしいと思えます。さらに自動車税事務所「このような例はほかにないのか」と聞いたら「三重県であなただけです」と言っていました。本当にそうなのですか。過去に例はないのですか。もし一度自動車税を支払って、その後に書類がそろった場合、返金されるのですか。それについても教えてください。	総務部	税収確保課	自動車税は、4月1日現在に自動車を所有している方に課税されるものです。自動車税の身体障がい者等にかかる減免制度は、障がい者の社会参画を促進するという福祉政策の公益性の観点から設けられています。障がい者ご本人が運転できる場合には、その用途や回数については、特に要件を設けておりません。障がい者本人と同居している人が障がい者本人の移動のために運転する場合は、他の用途にも使用できる状況にあるため、納税していただく方との課税の公平・適正の観点から、その使用に一定の要件を定めています。その要件は、専ら障がい者の通勤、通学、通院、生業といった障がい者が社会参画するために必要不可欠な用途に月4回以上運転し、かつ6月以上継続することとなっています。課税は適法かつ公平でなければならぬことから、ここでいう要件に該当するかどうかを客観的に合理的な資料により確認しなければなりません。そして、この資料の必要性、客観性及び合理性並びに減免要件の該当性を判断する権限は自動車税事務所長が有していることから、これらの権限を行使するために必要なものについては、同所長が申請毎に判断することとなります。本県では、身体障がい者等が自動車税の減免を受けるためには、申請によりその意思を表示していただき（申請主義）、資料として書類を提出していただく（書面主義）という制度をとっています。そのうえで、個々の事例において上で述べたような減免要件該当性にかかる判断を行っていることをご理解ください。	反映は困難である	9/17
19 (63)	2013/8/22	電子メール	提案意見	観光地の白ナンバーバスについて	三重県は、白ナンバーバスにあますぎるのではないですか。三重県の観光地に白ナンバーバスが多すぎると思えます。本来、送迎のみの利用が目的のはずなのに、観光までサービスするということは、どこかで料金をとっているのではないかと思います。県外でも三重ナンバーの白ナンバーバスを見かけます。取り締まり強化をお願いします。また、県や市町所有以外の白ナンバーバスに、別途税金をかけるのはどうでしょうか。	総務部	税収確保課	自家用バスを含めた自動車には、地方税法や県条例により自動車税が課税されます。自動車税の制度は、地方税法で自動車の種別・排気量などの一定の基準に基づき税率が定められています。バスについては、営業用と自家用と異なる税率が定められており、営業用よりも自家用のほうが高い税率となっています。三重県や他の都道府県ではこれに基づき、条例により全国的に統一した税率を定めているところですが、このため、三重県はもとより一部の県が独自に税率を定めることは困難です。なお、貴提言にそった税制度の創設は、特定の人々の負担が増加することとなり、「公平・中立・簡素」という租税の原則に反することから、実現は非常に困難です。	反映は困難である	10/1
20	2013/9/13	電話	提案意見	職員の対応について	税を滞納しています。長いこと滞納しているので延滞金もあります。以前の担当者は相談にのってくれて、分納などもしていただきましたが、今の担当者は聞く耳を持ってくれません。調査するとか差し押さえをするとか脅してくるのです。分納についても相談したことがあります。以前分納していた時に支払いが滞ったことがあるため、それを持ち出して応じてもらえません。支払わないとは言っています。支払う意思はありますが額が大きくて一度に全部払えませんので相談のってほしいのです。その担当者はなにしろ取ることばかりいいいます。滞納したことは悪いと思っています。上司に言っても部下をかばうだけです。腫れ物に触るようにその担当者とは接しています。期限が期限と言われますが、期限日とはどういうことなのか、延滞金がどれくらいかかるのかきちんとした説明も受けていません。納税にあたり、個々の事情を考慮して分納などの相談にのってほしいことと延滞金がどのように発生するかなどをきちんと説明してほしいです。	総務部	税収確保課	個人住民税特別滞納整理班は、市・町税徴収担当課において住民税の滞納につき、再三の催告にも応じず自主的に納付をしていただけない方々について、滞納整理が進まない状況を解消するため、地方税法の規定により徴収権を三重県知事が引受け、差押等の強制的な滞納処分を行う組織です。このような組織の性格上、滞納者の財産を調査し差押可能財産が発見されれば差押を執行し、滞納税に充当せざるを得ないことをご理解ください。延滞金については、納期限内に納付をいただいている大多数の納税者の皆様との公平性を図るため、地方税法において本税に対し納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は特別基準割合によります）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないと規定されておりますのでご理解ください。なお、納付の意思はあるものの収入の激減等により一括での納付が困難な場合は、滞納額を充足する担保の提供により1年間に限り分割納付を認めることができる制度（換価猶予等）がありますので、収入・支出及び所有財産等の状況が分かる資料を持参のうえご相談ください。	すでに実施している	10/16
21	2013/9/2	提案箱	苦情	エレベーターの使用について	県庁を訪れた際、正面エレベーターに乗ったところ、同じエレベーターに弁当屋が行きも帰りも乗っていました。前から思っていたのですが、三重県庁では弁当屋や掃除等の業者が正面のエレベーターを使用しています。他県や民間では考えられないことです。来客用エレベーターに業者は乗りません。業務用エレベーターを使用してほしいものです。	総務部	管財課	ご意見をいただき、ありがとうございます。本庁舎のエレベーターの使用については、従来から弁当の配達にあたっては東側エレベーターNO.5を使用しているところですが、来庁された方が気持ちよく利用できるよう、エレベーターの使用について、地下1階エレベーター前に表示をし、再度周知を行いましたので、ご理解とご協力をお願いします。	すでに実施している	10/1
22	2013/8/22	電話	提案意見	職員の対応について	県税事務所に電話したところ、「名前をフルネームで名乗ってください。」と言われました。その上「課長は不在です。」と言うので「不在の理由を教えてください。」と聞いたら「理由を述べる必要はありません。」と言われました。このような対応はあまりに失礼だと思います。上司も「私は部下にそのように受け答えするように教育しています。」と言っています。この対応は公僕として、県の税務を担当する部署として許されるのですか。納得がいきません。納税者に対してあまりに失礼ではないのですか。	総務部	務伊室勢	当部署は、個人情報多数扱う部署です。ご本人の確認をしないと答えられない情報も数多くあります。個別のお話によっては、氏名・住所等でご本人の確認をしたうえで、お答えさせていただく場合があります。また、不在の理由をお答えしなかった件につきましては、当部署（納税課）の業務には、滞納税を徴収する「滞納整理」があります。滞納整理には、滞納者の財産の調査や捜索及び差押といった、業務執行上、守秘にしなければならないものがあります。その関係上、職員の業務内容が、漏れることのないように、当部署（納税課）においては不在の理由までは、お答えしないこととしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である	10/1

23	2013/8/12	電話	苦情	犬の散歩について	公園で犬を放して散歩している人がいます。私の犬も襲われたことがあるのですが、近所の住民は大変困っています。保健所に複数回苦情を言いましたが、まだ対応してもらえません。担当課から保健所に指導するようにお伝えください。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。犬を含め動物の飼い主には、飼っている動物の習性等に応じて適正に飼養し、人に危害を加えたり、迷惑を及ぼすことがないように管理する責任があり、犬の放し飼いについては、三重県動物の愛護及び管理に関する条例で原則禁止されています。また、散歩の際は飼い犬を制御できる者が綱、鎖等で確実に保持することが規定されています。ご連絡いただいたことについては、管轄保健所が当該公園付近を複数回巡回し、犬を放している飼い主の特定にあたっているところです。今後も巡回を引き続き実施し、飼い主を特定したうえで指導等を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している	9/17
24	2013/9/17	電子メール	提案意見	動物の殺処分について	三重県において毎年約4000匹程の罪のない犬、猫が殺処分されていることに、驚愕しております。何故、行政の方々はこの重大な問題に早急に取り組まないのか、私は理解に苦しみます。外国では、殺処分がないかあっても少ない頭数です。動物シェルターがある国もあります。日本では約23万頭もの動物が殺処分されているのです。そこで提案なのですが、県下4箇所にある動物愛護センターを殺処分をせず終生飼養等を目的とした動物シェルターにして欲しいと思います。動物の声なき声に耳を傾けて下さい。三重県では殺処分ゼロであって欲しいと切に望みます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、殺処分される犬猫の数の減少をめざして、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に収容された犬猫を新たな飼い主へと渡す譲渡事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の処分数は半数以下となりました。平成25年9月1日から改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」をふまえ、これからは更なる処分数の減少をめざして、動物の適正飼養に関する啓発活動や譲渡事業の推進、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している	10/16
25	2013/9/5	電子メール	提案意見	ペットの受動喫煙防止について	近年、わが国においては空前のペットブームとなっており、犬・猫などのペット数及び飼育者数が急増してきております。その一方で、国内外においてペットに対する受動喫煙の問題が社会問題となってきており、米国をはじめとした欧米諸国を中心にペットの受動喫煙の被害に関する研究結果が多数発表されております。わが国においてもペットの受動喫煙問題の記事が複数の全国紙において掲載されたことなどから、この問題に対する国民の関心が高まってきております。周知のように、タバコにはタール・酸化炭素・ニコチンなどの有害物質が多く含まれており、肺がんや喉頭がんなどの各種のがん、心筋梗塞・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・虚血性心疾患などに加えて、乳幼児の喘息や呼吸器感染症・乳幼児突然死症候群等の様々な疾病の原因となることが国内外の医学的な知見により確立されております。また、人間よりも体積が小さく嗅覚の優れた犬や猫などのペットが、多数の有害物質を含むとともに強い刺激臭を発生するタバコの煙を吸わされることによって、人間以上に重大な身体的・精神的な健康被害を受ける可能性があることは医学的にも容易に判断することができます。しかしながら、現在のわが国におけるペットに対する受動喫煙対策としては、環境省が平成22年2月に発行した「住宅密集地における犬猫飼養ガイドライン」の中において、ペットに対する受動喫煙の害について注意喚起をしている程度であり、国・地方自治体はこれまでに有効な対策を講じているとは言えない状況にあります。よって、動物愛護管理法第1章第2条（基本原則）及び同第3条（普及啓発）の趣旨に基づき、タバコの有害性を認識していない上に、自らの意思で受動喫煙の被害を回避することができないペットを一刻も早く救済する必要があると思慮されることから、三重県民に対してペットにタバコの煙を吸わせないように教育・広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めるよう求めます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関するご意見をいただきありがとうございます。受動喫煙による人の健康への悪影響は明確であり、三重県でも公共の場や医療機関における受動喫煙防止対策の完全実施により、たばこの煙のない社会の実現をめざし、子どもやたばこを吸わない人をたばこの煙の影響から守る取組を推進しています。犬や猫の受動喫煙の害の可能性については、環境省発行の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に記載されておりますので、今後、犬や猫の適正飼養に関する講習会などの機会を通じ、普及啓発していくよう努めますのでご理解いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した	10/16
26	2013/8/21	電子メール	照会	O157について	O157に対する拡大防止の仕組みについてお聞きます。O157と診断された場合の対処方法を詳しく教えて下さい。患者・家族・病院・保健所・市町行政・飲食店・その他などについてお願いします。義務的な項目も含めて教えて下さい。	健康福祉部	薬務感染症対策課	お問い合わせいただきましてありがとうございます。O157感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条で規定された「三類感染症」に属する腸管出血性大腸菌感染症の1種で、他にコレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスが三類に属しています。三類感染症の患者や症状が出ていない保菌者を診断した医師は、法第12条に基づき直ちに最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければなりません。3カ年の県内の届出状況は患者・保菌者含めて、平成23年が50人、平成24年が74人、平成25年が8月23日現在51人となっています。届出を受けた患者住所地の保健所は、感染の拡大を防止するために、法第15条、法第17条、法第18条、法第27条に基づいて、感染症の発生の状況や動向及び原因の調査や家族等接触者の健康診断（主に検便）や消毒の指導、また、患者・保菌者に対して病原体を保有しなくなるまでの期間、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務への就業制限を行っています。この感染症はヒトの便を介して、また、腸管出血性大腸菌に汚染した食品を介して感染しますが、感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）が2日～14日程度あることから、喫食に関しては過去2週間に遡って聞き取り調査等を行い、また、二次感染の有無を把握するために家族等接触者に対して、発病から約2週間の健康観察を行っています。なお、感染原因が飲食店等営業者が提供したもので食中毒と判明した場合は、食品衛生法に基づく営業禁止処分とし、営業施設の洗浄等を実施するなど再発防止対策を徹底します。	すでに実施している	10/1
27	2013/9/2	電子メール	苦情	合格証の紙質について	毒物劇物取扱者試験一般を受験し、合格証が郵送されてきたのですが、その紙質の悪さに愕然としました。普通のコピー用紙そのものなのです。本資格は国家資格であり、私の持っているほかの資格の合格証明書はどのようなものかと申し上げますと、発行する機関によって卒業証書のようなもの、ラミネート加工したもの、運転免許証に近いもの、表紙がついたもの等いろいろありますが、ただ一つだけはっきり言えることは、明らかに他の書類（紙）とは異なるのです。本書類は一生使える大事な証明書です。にもかかわらず誤って捨ててしまいかねない証明書を発行するのはいかがなものでしょうか。卒業証書並みの紙質にグレードを上げることで三重県の財政に影響を及ぼすとは思えません。合格証を再発行してほしいです。	健康福祉部	薬務感染症対策課	合格証は、毒物劇物取扱責任者設置届・変更届の手続きの際に必要な書類であり、内容自体に不備はないため、再発行は行いませんのでご理解をお願いします。次年度以降につきましては、今回いただいたご意見を参考に、近県の状況も踏まえて対応を検討したいと考えています。	施策の参考とする	10/16

28 (55) (58) (72)	2013/ 8/12	電 子 メール	提案 意見	おもいやり 駐車スペースと障がい者の起業について	これまでに、県の担当課と県議会にも提案をしています。三重おもいやり駐車場利用証制度はいい制度だと思いますが、ショッピングセンターやスーパーマーケットなどでは相変わらず車椅子マークやクローバーマークだけつけて駐車証をばら下げずに駐車している車が多く、必要な人が駐車できないと思います。ショッピングセンターなどはお客さんにはいづららしく注意することもあります。罰則規定を定めながざり、本当に必要な人が駐車できないと思います。是非、駐車違反などの規定を設けてください。 また、障がい者の起業について県政として考えて欲しいです。そこで自然エネルギーを推進する県として、障がい者の産業用太陽光発電に協力してはどうでしょうか。働けない障がい者に太陽光発電で優遇措置をとり起業しやすくし、社会保障費に頼っていた障がい者、高齢者に納税してもらうのはどうでしょうか。電力会社は子会社を作り、一般参入しにくくしているのが現状だと思います。電力会社は痛手だと思いますが障がい者用に優遇措置をとり、起業してもらって納税してもらえば財政も潤うのではないかと思います。	健康 福祉部	地域 福祉課	「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関してご意見をいただき、誠にありがとうございます。当制度を導入するにあたっては、そもそも「罰則があるから止めない」ということをめざすのではなく、思いやりの心で「本当にこのスペースを必要としている方がいるから止めてはいけない」ということを広く県民の皆さまに理解・認識してもらうことが必要と考え、罰則のない現在のかたちでスタートしたところです。利用証の交付者数は、平成25年7月末現在で13,191人(累計)となっており、制度開始当初に比べ、利用証を掲示している車を見かける機会が増えてきています。現在でも毎月700人前後の申請者があり、車いすマークやクローバーマークで駐車していた方からの移行も進んでいるものと考えています。今後、利用証を掲示する車が増えていくことに伴い、利用証を持たない方の駐車が減少していくことを期待しています。なお、不適正な駐車をなくすために罰則を設けることには、罰則を導入することについて県民の皆さまのご理解が必要であることや、取締のための体制づくりが容易にはできないこと、罰則を導入するには現行の簡易な表示ではなく「おもいやり駐車場」であることがだれの目にも明らかになるよう明瞭な表示が必要となるため、新たにそのための負担が発生すること、などといった課題もあります。県としましては、今後も、事業者等の方々との連携・協力のもと、この制度を広く県民の皆さまに知っていただき、本当に必要としている方のため「おもいやり駐車場」へ駐車しないよう訴えかけていくこととしています。あわせて、利用証を持つ方の利便性が向上するよう、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されることが必要です。平成25年7月末現在の「おもいやり駐車場」の登録届出数は1,698施設、3,525区画となっていますが、さらに登録数が増えるよう事業者等に協力を依頼してまいります。これからも、この制度への理解がさらに進むよう、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、行動する」ユニバーサルデザインの考え方をもとに、引き続き制度の普及啓発を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする	9/17
29	2013/ 9/17	電 子 メール	提案 意見	長寿社会について	三重県に長寿社会室という部署はあるのですか。業務内容はよくわかりませんが、長生きする人が増えたり、安らかな老後を迎えることができるような世の中にしてほしいと思います。	健康 福祉部	長寿 介護課	このたびはご意見を賜り、ありがとうございます。長寿社会室は平成24年度より長寿介護課と改称し、介護保険制度の推進や高齢者福祉に関する業務、老人福祉施設のサービスに関する業務、介護基盤の整備に関する業務など、高齢者福祉全般に関わる業務を行っています。長寿介護課のホームページでも業務の内容や高齢者福祉に関する様々な情報を紹介しておりますので、ぜひご覧ください。また、三重県では、平成24年3月に「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を策定し、高齢者が元気がかがやきながら暮らせる社会づくりに取り組んでおりますので、今後とも、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。長寿介護課HP： http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/	すでに実施している	10/16
30	2013/ 8/8	電 子 メール	提案 意見	救急医療情報センターについて	救急医療情報センターのあり方を見直してほしいです。本来、救急医療情報センターは診療を受け付けている医療機関を紹介するための機関のようですが、実際には、診療を行っていない医療機関まで紹介しているようです。現に私が以前センターを利用した時には、紹介された医療機関全てに診察を断られました。かかりつけ医では診てもらえず、様子を見ていられるほど軽症でもなく、かといって救急車を呼ぶほど重症ではない、という患者にとって、センターの果たす役割は大きいと思います。県が本気で救急車の濫用を減らそうと考えているなら、救急医療情報センターがきちんと機能するよう、改善するべきではないでしょうか。	健康 福祉部	地域 医療 推進課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県救急医療情報センターの電話案内において、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。三重県では、救急医療情報センターにおいて、今診てもらえる医療機関を電話で案内することにより、県民の皆さんにリアルタイムで情報提供を行っています。救急医療情報センターでは、三重県救急医療情報システムに参加している医療機関がパソコンにより診察可能であるとの入力(応需入力)を行うことによりその情報を元に県民の皆さんに今診てもらえる医療機関を案内しているところです。しかしながら、時間帯によっては、患者様の状況や医療機関の受け入れ態勢によりすぐに診察が困難なこともあり、県民の皆さんにはご迷惑、ご不便をおかけして申し訳ありません。今後、県民の皆様には有益かつ確実な情報が提供できるよう、迅速な情報把握に努めるとともに、医療機関に対し特に時間外に診察可能な情報の入力を促進していきます。	施策の参考とする	9/17
31	2013/ 8/7	電 子 メール	提案 意見	子どもの将来を考えて三重県がしていることについて	これから30年後、50年後、100年後、その先を見据えて、子ども達が生きていく為に出来ることが何なのか考えて動いていただきたいです。住む環境、学ぶ環境、働く環境、身体を作る食べ物の事などです。私たちが子どもだった30年程前と比べて、平均気温が5度以上上がっている事を考えると、この先、子ども達がどうしたら生きていけるのか本当に悩みます。生半可な施策では間に合いません。三重県が先導を切って動き、そこに他県が、世界が続いてくるような未来に繋がる、未来を守る行動を今すぐに考え、実現していただきたいです。もし今、成されていることがあるなら、それをお聞かせいただけたらと思います。	健康 福祉部	子 ども の 育 ち 推 進 課	ご意見ありがとうございます。三重県では、向こう100年を見据えた長期の戦略計画である「みえ県民カビジョン」において、「幸福実感日本一の三重」を基本理念に掲げています。この基本理念の実現に向けて、一歩先、二歩先を見据えて、中長期的な観点から、県民の皆さんの持つさまざまな力を結集して取り組み、成果を得るため、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」に取り組んでいます。例えば、「未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト」では、「県民総参加による学力の向上」や「地域に開かれた学校づくり」等に取り組んでいます。この中には、各分野において、リーダーとして国際的視野を持って活躍できるグローバル人材の育成も含まれています。また、「スマートライフ推進協創プロジェクト」では、「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」や「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」等に取り組んでいます。このほかに、新しい雇用を創出するための産業振興策として、「みえライフイノベーション」や「みえフードイノベーション」の推進などに取り組んでいるところです。一方、今年3月に公表された「地域別日本の将来人口推計」では、2010年から2040年までの30年間で、全国では約2,078万人、三重県では約35万人減少すると推計されており、少子化傾向に歯止めをかけることは重要な社会的課題となっています。また、三重県が実施した「みえ県民意識調査」によると、県民の理想の子ども数が2.5人であるのに対し、実際の子ども数は1.7人とギャップが生じており、県民の希望が叶えられていない現状があります。このような状況を踏まえ、個人の生き方に関する価値観の押し付けではなく、ふるさとを維持し、次世代に繋いでいく、そして子どもを生み育てたいと思う人の希望に応えることのできる社会、子どもが豊かに育つことのできる社会をめざすため、本年7月に、「三重県少子化対策総合推進本部」を立ち上げ、三重県として少子化対策に本格的に取り組み始めたところです。今後、国や市町との役割分担を踏まえながら、地域のニーズにあった取組を実施していきたいと考えています。	すでに実施している	9/17

32	2013/8/8	電子メール	提案意見	不妊治療の助成等について	仕事をしながら不妊治療を長く受けていた友人から聞いたのですが、「毎日通院が必要だけれど、仕事の後では市内には注射可能な医院がなく、また産科と併設の医院にはつらくて通えず、県外の医院まで通い交通費もかさみ心身疲れきって小さな子どもを見るだけで気が変になりそうだった」とのことでした。少子化対策がいろいろ話し合われているようですが、不妊治療について、もっと考えてもらいたいです。例えば市立病院で小児科対応が24時間可能でそこでホルモン注射をしてもらえるようになればとても助かると思います。市内でもらえたら、交通費や移動の時間など体の負担もかなり減るし市民のためになるし出生率も多分あがると思います。ぜひ県として取り組んでほしいです。あと、金銭面に加えメンタル面でもフォローをしてもらいたいです。相談だけではなく、不妊治療について社会的に認め受け入れていく雰囲気を作るために、行政の力が必要だと思います。ある調査では6人に1人が不妊治療を受けているとのことですが、まだまだ世間の目は厳しいと感じます。同じ母同士でも不妊治療について話ができるようになるのはかなり親しくなっています。行政の支援をよろしくお願いたします。またせっかくこの世に生まれてきた命が虐待などで幼くして奪われてしまうニュースを見る度に「子どもを望む治療中の自分や同じような方とうまく出会うことが出来たら」ととても苦しかったのでそういうマッチングについても考えてもらいたいです。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見ありがとうございます。不妊治療は、治療費が高額であり、治療の多くが保険適用外であることから、治療を受けられる夫婦にとって経済的に大きな負担となっています。また、治療に対する周囲の理解が低いことや、治療と仕事との両立が困難であることなどから、精神的にも大きな負担となっています。三重県では、不妊治療を受けられる夫婦の経済的な負担を軽減するため、国の「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に基づき、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部助成を行っています。また、「三重県不妊専門相談センター（※1）」を設置し、不妊に悩む方の相談に応じるとともに、不妊治療に関する理解を深め、治療者の悩みや不安の軽減を図ることを目的に、講演会や不妊治療体験者の交流会を開催しています（※2）。さらに、国に対して、不妊治療への経済的な支援を拡充するとともに、不妊治療と仕事が両立できるよう、不妊治療のための休暇制度を創設することなどを提言しているところです。なお、特定不妊治療の安全を確保するため、治療を実施する医療機関は厚生労働省や日本産科婦人科学会の基準を満たす必要があります。この基準を満たした医療機関の医師が注射等を他の医療機関に指示することもあります。安全上の観点から対応可能な医療機関は限定されている状況です。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。毎週火曜日（祝日および年末年始除く）10時から20時・相談員 不妊カウンセラー（助産師・看護師） ※1 三重県不妊専門相談センター ・相談電話 059-211-0041・相談日時 毎週火曜日（祝日および年末年始除く）10時から20時 ・相談員 不妊カウンセラー（助産師・看護師） ※2 講演会や不妊治療体験者の交流会 ・毎年度各1回程度開催 ・今年度の日程は未定（HP等で案内予定）	施策の参考とする	9/17
33(1)	2013/8/7	電子メール	提案意見	放射能汚染地域の子どもの受け入れについて	放射能汚染地域の子どもの受け入れることを、もっと県が積極的にしてほしいです。私たちの所属するサークルには福島から原発禍のために避難されてきた方がいらっしゃいます。三重は原発もなく、海や山の自然に恵まれた環境の良いところだと、避難されてきたのですが、昨年は震災がれきを受け入れるかどうかですったもんだがありましたし、産廃などの問題も良く耳にします。避難されてきた方だけでなく、私も大変憂慮していました。三重県の恵まれた自然や環境は子どもを育てるのにとても素晴らしい財産であると私たちは考えていますが、「イクメン」であられる知事はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。体をむしばむような放射能や科学物質汚染の心配のない三重県として、三重県在住の子どもを育むだけでなく、福島など高濃度汚染された地域の子どもたちをキャンプや一時移住などで受け入れることを、県がもっと積極的にされたらいいのに、と思います。子どもは地域の宝であり、希望そのものです。その希望を健やかに育てるために、知事は三重の環境をどのように守っていかれるおつもりなのか、ぜひお聞かせ下さい。	環境生活部	環境生活総務課	三重県では、「三重県環境基本計画」において、「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」を基本目標として取り組んでいます。具体的な取組としては、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減に向けた取組、大気・水環境の監視体制の充実や不法投棄の監視活動などを行っているほか、三重県の豊かな自然環境の保全にも取り組んでいます。また、この計画では、「みえ県民カビジョン」の考え方をふまえ、環境保全分野においても「協創」により取組を進めていくため、県民の皆さんがさまざまな環境保全の取組を実践される中で、自らの力を発揮する機会を見出し、「幸福」を実感できるよう、必要な環境整備を実施することとしています。そのため、「ひとを育てる」ための環境学習・環境教育の推進や「担い手となる主体を広げる」ための環境活動の促進などに取り組むこととしています。具体的には、「Mie子どもエコフェア」を開催したり、さまざまな主体が、森・川・海のつながりを意識しながら協働・連携して海岸・河川等の清掃に取り組む「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」などを実施しています。また、県と市町で連携した取組として、子どもたちが「もったいない」という気持ちを育み、家庭等でごみ減量に向けた行動ができるように、県が作成したテキストを活用した環境教育を実施していきます。	すでに実施している	9/17
34	2013/8/15	電子メール	提案意見	美術館、博物館、図書館の運営について	ツイッターで県の美術館、博物館、図書館が民営化（指定管理）されるとききましたが、本当ですか。三重県はよくニュースで「文化力」と言っていて、文化を大事にする県だと喜んでいたのですが、そうではなかったのですか。ちょっと遠いですが、新しい博物館ができるのも楽しみにしていたのに、とても残念です。確かに民間の美術館などにはお客がたくさん入っています。それは有名な絵を公開したり、ベストセラーをたくさんそろえたりしているからです。お金儲けにつながらなくても大切な宝物は三重県にたくさんあります。県の美術館、博物館、図書館には、地味で、お金儲けにつながらなくても、私たちの身近なお宝を大切にしてほしいし、それが民間にはできない県の役割だと思います。お金儲けは民間に任せておいて、県にしかできないことをしてください。そのために税金を使ってください。私たちと私たちの子ども（未来の県民です）のために大切な宝物を守ってってください。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。三重県では、県立美術館・新県立博物館・県立図書館を含む三重県総合文化センター一帯を「文化交流ゾーン」と位置づけ、「県民の文化と知的探求の拠点」、「県民の学び・体験・交流を支える場」として魅力や付加価値をアップしたいと考えています。現在、文化審議会に有識者の方々に「新しい文化振興方針」について検討していただいております。その中で文化交流ゾーンのあり方や各施設の具体的な連携方策等とともに、文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法についてもご議論いただくこととしていますが、現時点では、指定管理者制度の導入などは決まっておられません。今後の文化交流ゾーン（各文化施設）の運営に関しては、文化審議会における有識者のご意見や県議会の議論を経て決定していくこととしておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	施策の参考とする	9/17
35(37)	2013/8/5	電子メール	要望	野焼きについて	何度か市役所に野焼きについて対処をお願いしていますが改善されません。「野焼きが行われている最中に電話をいただければ注意をする」とのことでしたが、わざわざこちらがその都度連絡するという手間をかけなければなりません。農業などの野焼きと軽微な野焼きではその基準もあいまいだとききました。確かなことは野焼きをしている人は私の家寄り野焼きをするということです。煙やにおいのせいで体調も崩します。暑いのに窓も締め切らなければならぬので熱中症になります。県で全面禁止をしてほしいです。	環境生活部	大気・水環境課	ご要望いただきました。野焼きの全面禁止ですが、法律や県の条例は全ての焼却行為を禁止するものではありません。社会習慣上やむを得ない軽微なものなども含めた、焼却行為の全面禁止は現実的でないと考えます。しかし、法令で禁止されていないといっても、周囲への配慮は当然、行われなければなりません。ご記載いただきました市役所職員の話のとおり、お手数ですが現に行われている時に当該市役所へご連絡いただき、同市から当該行為者に注意を促す等の対応をとっていただきますようお願いいたします。	反映は困難である	9/17
36	2013/9/12	電子メール	提案意見	安全と防犯について	朝日町の事件を受け、現場周辺に街頭を設置すると聞きましたが、同時に防犯カメラを県内全体至る所に設置するのは無理なのでしょうか。防犯カメラがあれば、犯人逮捕の手がかりになるのではないのでしょうか。地域では、安全パトロールを行ったり、警察もパトロールを強化しているように思いますが、夜間から未明にかけては、やはり人目が少なくなってしまう。事件があり、子を持つ親として、大変怯えています。県の予算だけでは難しいと思いますので、市や、自治会等から設置代を募っても防犯カメラを設置し、送球に安全なまちづくりや、安心して暮らせる三重県づくりを行っていただきたいです。切実に願っています。どうかご検討下さいませよう、よろしくお願致します。	環境生活部	交通安全課	ご意見ありがとうございます。三重県としても、防犯カメラは犯罪の発生を抑止し、地域の安全確保をはかるための有効な手段の一つと考えています。一方で、自分の姿が知らないうちに撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる住民の方々もみられます。このような点から、個々の防犯カメラの設置については、設置の必要性やプライバシーの保護への配慮等について、地域住民の方々のご理解のもと、その地域において主体的に進められることが望ましいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。	施策の参考とする	10/16
37(35)	2013/8/5	電子メール	要望	野焼きについて	何度か市役所に野焼きについて対処をお願いしていますが改善されません。「野焼きが行われている最中に電話をいただければ注意をする」とのことでしたが、わざわざこちらがその都度連絡するという手間をかけなければなりません。農業などの野焼きと軽微な野焼きではその基準もあいまいだとききました。確かなことは野焼きをしている人は私の家寄り野焼きをするということです。煙やにおいのせいで体調も崩します。暑いのに窓も締め切らなければならぬので熱中症になります。県で全面禁止をしてほしいです。	環境生活部	ル廃課 廃棄物・リサイクル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、適正な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却するような、いわゆる野焼き行為は原則として禁止されていますが、たき火等軽微なものは焼却禁止の例外となっています。野焼き行為の規制はこの規定に基づいて行いますので、全面禁止となっているわけではありません。ただし、焼却禁止の例外となるような行為であっても、周辺的生活環境に支障が生じないよう行う必要があります。各市町においては、たとえ焼却禁止の例外となるような野焼き行為であっても、環境への配慮が不十分なことにより周囲の方に迷惑がかかる場合は、適宜指導しているところですので、ご理解をお願いします。	反映は困難である	9/17
38	2013/8/30	電話	提案意見	産業廃棄物について	津市内の2箇所で、産業廃棄物が投棄されています。すぐに見に行ってください。	環境生活部	指廃課 導棄物監視	情報提供いただいた2箇所について、8月30日に現地調査を行いました。その結果、調査を行った場所において、産業廃棄物が投棄若しくは野積みされている状況は確認できませんでした。	すでに実施している	10/1

39	2013/7/3	電話	苦情	県有施設の管理について	県有施設内の文化教室で、子どもが大変嫌な思いをしました。施設の管理に問題はないのでしょうか。	地域連携部	口水資源エ源ク・地域課	当該施設は、指定管理者により管理運営を行っています。今回の件につきましては、他の入館者による施設利用者に対する行為により不快な思いをしたこと及び当時の職員への対応にも不満を感じられていた事実を確認しました。これを受け、指定管理者からは、施設内巡回の実施方法や事件・事故発生時の対応体制の徹底、また接遇研修の実施等業務改善の報告がありました。当該施設では、施設利用者の皆様には、誰もが気持ち良く施設をご利用いただくため、利用者の皆様が利用マナーを心掛けるようご協力をお願いしています。今後も、利用者の皆様に対するサービスの向上を図るよう指定管理者による管理運営に対し助言を行っています。	すでに実施している	9/17
40(7)	2013/9/2	電子メール	提案意見	リニア駅誘致と首都移転について	日本のため、三重県のため、リニア駅誘致と首都移転をセットで提案してはいかがでしょうか。歴史があり(伊勢・伊賀や紀伊という地名を知らない国民はいません)、気候が良く(豪雪や台風もひどくなく)、地理的にも優れ(日本のほぼ真ん中です)、食べ物が美味しい当県が、飛躍する有史以来の大チャンスかと思えます。財政的に厳しい日本国ではありますが、将来の損失(人命も)を考えれば小さな負担ですし、建設投資などは経済の活性化になると思えます。東京をニューヨークに見立てれば、1時間以内に行けるようになる三重県は(距離的にも)ワシントンD.C.みたいなものになり得ます。地震のある日本では、アメリカよりも一極集中を改め、叡智を結集した防災新首都建設(もちろんそこにリニア駅を)が早急に進めていかなければならない課題と思えますが、どう思われますか。	地域連携部	交通政策課	リニア中央新幹線については、国が平成23年に整備計画を決定し、JR東海へ建設指示がなされています。三重県では、リニア中央新幹線の早期建設と、県内への停車駅設置を図ることを目的とし、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」を発足させ、これまでも様々な取組を実施しています。また、リニア中央新幹線のルートについては、東海、東南海、南海地震などの災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることを国や関係機関に強く働きかけているところでもあります。今後も、県内関係市町等と連携し、リニア中央新幹線の早期建設並びに県内駅の設置に向け取組を進めていきます。	すでに実施している	10/16
41	2013/8/12	電子メール	要望	県営施設の説明について	鈴鹿スポーツガーデンには、サッカーグラウンドが第1～第4グラウンドと多目的グラウンド及びメイングラウンドがあるようですが、各グラウンドの詳細な説明はなされていますが、その場所を特定できる見取り図のようなものをHPの説明に入れてもらいたいです。	地域連携部	国体準備課	先日は県営鈴鹿スポーツガーデンのホームページに関するご意見をいただきありがとうございました。県営鈴鹿スポーツガーデンのホームページを管理している指定管理者にご意見のあった内容を伝え、ホームページに施設の配置図を掲載いたしました。今後も皆様のご意見をいただきながら、よりよい施設運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した	9/17
42	2013/8/7	電子メール	提案意見	島の活性化について	神島へ観光にいきました。すごく綺麗な場所でしたし、島ぐるりとまるごと文学館でした。しかし住民は減っているそうです。灯油なども中学生がボランティアで運んだりしているそうです。島の主な収入は漁業のようでした。島の活性化について、魚料理のレシピ、世界中のものを集めてもっと魚を食べるようにするということが、今は、パソコンと携帯があればどこでも仕事ができるのでそのような人たちや芸術家たちを呼んできたりしてはどうだろうかと思いました。瀬戸内では島めぐりをするアートが開催され世界的にも注目されています。いろんなことを試みたらどうでしょうか。	地域連携部	南部地域活性化推進課	貴重なご意見をありがとうございます。三重県では、鳥羽市に4島(神島、答志島、菅島、坂手島)、志摩市に2島(渡鹿野島、間崎島)の離島があります。また、離島地域を有する鳥羽市、志摩市を含む県の南部地域では、若者世代の人口の流出、高齢化の進行に伴い、集落機能の維持が困難になる集落が増えてきています。このことをふまえ、県では「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン・行動計画」に位置づけ、取組を進めているところです。離島地域をはじめ、南部地域では「食」をはじめ豊かな地域資源があることから、地域の皆さんが主体となって、地域資源を活用した取組などの集落機能を維持するための取組について、大学等と連携して支援をしています。あわせて、離島地域については、離島振興法に基づき平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする「三重県離島振興計画」を策定し、鳥羽市、志摩市と連携しながら離島地域の振興に努めているところです。いただいたご意見を参考に、鳥羽市、志摩市と連携して、離島地域の振興に努めてまいります。	すでに実施している	9/17
43	2013/9/19	電子メール	提案意見	四日市庁舎の廊下手摺りについて	先日庁舎を訪れた際、エアコンをかけずに窓を開けて、庁舎内の環境を整えられていました。6階でエレベーターを降りた時に正面の窓が開いており、手前にある手摺りが低いため、転落の危険性を感じました。窓の下は中庭となっていて、転落すれば命が無いと思います。大人でもふらついて寄りかかったときや子どもが手摺りに飛びついたりしたら、とても危険だと思います。窓を開けることは省エネにもつながる良いことですが、「手摺りを高くする」か「ネットを張る」など危険を防止する対策が必要だと思います。(他の階も同じかも)誰かが怪我をしてからでは遅いので、至急対策をしてください。	地域連携部	調四日市庁舎防災室	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。四日市庁舎本館棟の2階から6階には、エレベーター前に、採光及び換気用の窓を設置していますが、通常は、窓にボルトネジを掛け、開閉は不可能な状態になっています。しかし、ご指摘のありました6階の窓については、通路をはじめ、北側にある空調機械室を換気するため、一時的にロックを外し、窓を開放しておりました。窓の手前には、高さが80cmの手摺りがあるものの、来庁者や職員が転落してしまうことも危惧されますので、即座に、窓のロック処理を行ったところです。今後は、職員の危機管理意識をより一層高め、適切な庁舎管理業務に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。	すでに実施している	10/16
44(A)	2013/9/20	電話	苦情	職員の態度について	松阪地域防災総合事務所に行き、廊下あたりにいたら、女性職員が30分以上も大声で私語をしていて、大笑いしていました。まったく業務と関係のない話でした。周辺にいた上司らしい人も注意を全くしていませんでした。後日、松阪の地域防災総合事務所に行きましたが、まったく同じような状態でした。大変不快でしたし、税金の無駄遣いではないかと思いました。注意できない上司の問題もあると思います。これがこの部署で当たり前のことなら大問題です。意識を改革してください。	地域連携部	域松調阪整地防災室	職員の執務態度に不快な思いをされたことについて、深くお詫び申し上げます。勤務時間中の私語については、厳に慎むよう各職員には指導しているところですが、今回いただきましたご意見を踏まえ、あらためて事務所職員全員に注意喚起をしたところです。今後も引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起し、適切な執務態度の徹底を図りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した	10/16

45	2013/9/18	提案箱	苦情	職員の対応について	旅券コーナーの職員の方がすごく横柄な感じですがすごく嫌な気がいたしました。すごく不愉快でした。私も接客をしておりますが、びっくりしました。旅行に行こうと楽しみにして皆様パスポートを取得されると思いますが、行く前に、手続きをするのに、こんなに嫌な思いをするとは思いませんでした。最悪でした。	地域連携部	伊調賀地域防災対策総合事務所	ご意見をいただきありがとうございます。この度は、旅券コーナーの窓口対応により不快な思いをされましたこととお詫び申し上げます。日頃から県民の方々と接する場合には、わかりやすく、親切で丁寧に対応するよう、接遇研修や職場内の会議の場等において周知しているところですが、改めて、職場内で職員への意識づけをしっかりと行い、県民の方々に気持ちよく利用いただける窓口対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した	10/16
46	2013/8/13	電子メール	提案意見	農業を強くする提案について	オランダは人口密度が日本より高いのに、世界2位の農業輸出国です。コンピュータ管理のスマート農業をやっているからです。オランダの会社だけでなく国内の他県でも同じ事をやっています。トマトの収穫量が日本の2.5倍もあります。一度、見学することを考えてはどうでしょうか。国においても来年度、オランダをモデルにした、野菜や果物を育てる大きなガラス温室やビニールハウスが集まった大規模な栽培施設団地を整備する方針を固めたとのことで、予算要求をしています。オランダ式農業や他県の本当に農業をよくしたいと頑張っているところを知るべきだと思います。	農林水産部	農業戦略課	貴重な情報をご提供いただき、ありがとうございます。現在、本県では、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、オランダのフードバレーの取組を参考にして、産学官のさまざまな主体の知恵や技術を集積・結集させ、地域資源を有効活用した新しい商品やサービスの開発を進める「みえフードイノベーション」と称する取組を実施しています。現在、「みえフードイノベーション」の取組では、企業等と連携し、さまざまな商品等の開発に向けたプロジェクトを展開しており、特に、施設園芸では、企業や農業経営体とともに、植物工場を活用した究極の「トマトづくり」に取り組んでいます。また、県の農業研究所に整備した太陽光利用型植物工場においても、トマトの収穫量向上やイチゴの周年栽培技術の実証などに取り組んでいるところです。今後も、オランダのフードバレーの取組や新しい栽培技術、国の大規模団地のプロジェクトなどにおける情報を収集し、本県の農業振興の取組に生かしてまいりたいと考えています。	施策の参考とする	9/17
47	2013/8/5	電子メール	照会	魚等の安全について	原発事故から二年が経過し、測定も放射能除去も不可能なトリチウムが大量に汚染水となって海に漏れ出していることが発覚してきたと問題になりはじめています。魚等により内部被爆する可能性はないでしょうか。そこで三重県では下記の点についてどのような対策を考えているのかをお伺いしたいと思います。 1 三重県内での漁場の確認…検査不可能のトリチウムを取り込んだ魚などを食べる可能性はないでしょうか。 2 福島や東日本沖で県外漁業者が採った魚類を三重県産として売られることはないですか。 3 三重県内で販売される魚の漁場の確認…産地偽装状態になってはいないですか。そのチェックはあるのですか。 4 三重県内で販売される塩の生産地の確認…トリチウムを含んだ海水からの塩は危険だと思います。 5 現状はスーパーでは産地が不明確なものが多いので、条例で漁場の明示がなされるようにしていただきたいです。	農林水産部	農産物安全課	原発事故に伴う食品の放射能汚染についてはご心配のことと思います。食品の放射能汚染問題について、国は放射性セシウムについて規制値を定めるとともに、継続的に検査を実施しているところです。規制値を上回る食品については出荷規制等の対応がとられるため、流通することはありません。三重県においても、県内に流通する食品を対象に検査を実施しているところです。原産地の表示についてですが、販売される生鮮水産物の原産地については、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に係る生鮮食品品質表示基準により表示することが義務付けられており、原産地の表示方法は「国産品にあっては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。」と定められています。したがって、水域をまたがって漁をし、水域の記載が困難な場合であって三重県内に水揚げされたものには、三重県産と表示されることがあります。また、食塩については、現在の食品表示に関する法令等では原料原産地の表示は義務付けられていません。食品の表示は、仕入先から商品の名称や原産地等の情報の伝達を受け、その情報を元に正確に表示をして販売することになっています。販売される商品に対し正確な表示がなされるよう、消費者庁、農林水産省及び県等関係機関により監視・指導を行っています。不適正な表示が発見された場合には是正を指導し、常習的に行われていた場合などには事業者名等の公表をしています。	すでに実施している	9/17
48	2013/8/16	面談来訪	苦情	情報開示について	県の情報公開審査会で開示すべきと答申が出たのですが、1ヶ月以上も経過するのにまだ公開も返事もありません。「速やかに担当課が対応する」と聞かされていたのに、あまりにも遅いのではないですか。県は、速やかとはどの程度の期間だと思っているのですか。担当課の職員に聞いたら「協議中」とのことですが何を協議する必要があるのですか。返事が遅いために県が関係する色々な事に対して疑念を持ってしまいます。	農林水産部	農地調整課	今後の対応といたしまして、情報公開審査会の答申が出されたことを受け、その内容について十分検討した上で、異議申し立てに対する決定書を送付させていただきます。決定書については、庁内の法務担当部署との協議など、現在作成作業中であり、誠に申し訳ありませんが、今しばらくお待ちください。	今年度内に反映したい	9/17
49	2013/9/2	電子メール	提案意見	獣害対策における問題提起について	知事は、猪、鹿などの獣害対策に積極的に取り組んでおられ、またその獲物をジビエ食材に活用するように推進されておられることは誠に好ましい限りです。私は、近年猪や鹿が里に下りてきて農家を困らせている光景を目にして有効な対策はないものかと日々考えておりました。そこで、着目したのが猪、鹿などのジビエ食材の捕獲と販売です。これならば、獣害対策と資源の有効活用の一石二鳥だと思い、三重県に行き主旨を説明し、「みえジビエ」品質衛生管理マニュアルを1冊頂戴して参りました。そこには、このビジネスの推進を大きく妨げる項目がありました。 ○問題点 捕獲場所で放血した後、夏場なれば60分以内に、冬場なれば90分以内に解体処理施設に搬入しなければならぬとあります。施設は一般住民の居住地区にあるのが普通です。処理施設に持ち込まれた猪や鹿にはダニや山蛭が付着しています。それらは、固体の温度が低下すると一斉に体から離脱します。最近、ダニ被害が新聞紙上でも取り上げられて問題になっていますが、処理施設周辺にそうした被害を引き起こす原因になります。 ○対策案 止め刺し、放血後、現地で皮剥ぎを行い、直ちに氷や保冷などの入った大型の保冷ボックスに入れて処理施設へ搬入し、皮や内臓などは現地で処分することを提案します。保冷ボックスは断熱処理を行った専用のものを使用し、皮剥ぎ及び内臓摘出などは吊し切り方式とし、懸架用具、ステンレス張りの処理代などの準備を義務付けることで、ダニや山蛭などの人里への持ち込みは防げます。県内では多くの猪や鹿が捕獲されていますが、この資源を有効活用するためにも、ダニなどの害虫を持ち込まない方法を検討いただきたいと思っています。	農林水産部	獣害対策課	ご提案いただきありがとうございます。食品衛生法では、食用の目的で野生鳥獣をとさつもしくは、解体する営業又は、解体された鳥獣の肉・内臓等を分割、細切りする営業をする場合は、食肉処理業の営業許可を受けた施設で行うことが必要となります。従って、皮剥ぎ・内臓摘出等の作業については、許可を受けた解体処理施設で行っていただくこととなります。また、ご存じのように、三重県では、安全・安心な野生獣肉を提供するために「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアルに基づいた獣肉処理をお願いしているところです。なお、ダニなどの害虫対策については、情報収集等に努めてまいります。以上の内容について、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。	反映は困難である	10/1

50	2013/9/6	電子メール	要望	東海自然歩道の安全性について	9月4日に、11月に行われる歩こう会の下見で、三重県の倉骨峠より石畳道を桔梗平まで歩きましたが、以前に崩落し、新しく整備された道(桔梗平の手前約700 m)の下側が、えぐられており、安全性に問題かと思いメールさせていただきました。9月4日の下見は雨の中での下見だったので、再度8日に確認にいきますが、11月は約40名の参加者なので安全第一であります。東海自然道を管理されている方も大変だと思いますが人気のコースなので、確認と道が悪ければ整備のほど宜しくお願いします。滑落事故がおきてからではおそいので、かたがた宜しくお願いします。	農林水産部	みどり共生推進課	東海自然歩道の安全性について、ご連絡いただきありがとうございます。ご連絡いただいたとおり、桔梗平から倉骨峠へ抜ける東海自然歩道の一部区間におきまして、路側の石積みが崩落し通行ができなくなったため、利用者の皆様には応急措置として丸太を歩道(旧東海自然歩道)として通行していただいております。当該区間につきましては、災害等により路側の石積みが崩落したため、平成20年度に当該区間を迂回するルート変更を行い、木製階段を設置するなどして歩道(新東海自然歩道)を確保したところですが、この迂回ルートにおいて、豪雨等により歩道が一部消失して通行が危険な状態と判断して平成25年4月26日から通行止めとしています。このため、利用者の方々には、ご迷惑をおかけしますが、応急措置として丸太の歩道(旧東海自然歩道)を通行していただいております。この消失した歩道(新東海自然歩道)につきましては、平成26年度の予算を確保して復旧していくこととしておりますので、何卒、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。なお、丸太の歩道(旧東海自然歩道)の通行にあたりましては、当課におきまして平成25年9月9日に通行できることを確認しておりますが、山側に設置してあります虎ロープを補助としてお一人ずつゆっくりと確実に十分注意して通行していただきますよう重ねてお願いいたします。	次年度以降に反映したい	10/1
51	2013/9/3	電話	提案意見	魚の養殖について	水産養殖をTVで見たのですが、「フルーツ魚」が人気の様です。みかんの皮を混ぜたエサで養殖した「みかん鯛」とか、すだちの皮を混ぜたエサで養殖した「すだちブリ」とかが人気の様ですが、三重県も参考にしては如何でしょうか。	農林水産部	水産資源課	魚の養殖に関して貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。三重県でも全国上位の生産量を誇る養殖マダイにおいて、県内産の「海藻」「かんきつ」「茶葉」の3つの粉末をエサに混ぜて育てる「伊勢まだい」の取組の支援を行っております。昨年度より出荷がスタートしましたが、脂分や臭みが少なく、さっぱりした味わいの身質とのことで好評のようです。今後も、みなさまの意見を参考に取組を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。	すでに実施している	10/1
52	2013/9/6	電話	提案意見	水産物の安全について	近頃福島原発から流れ出た汚染水のことを盛んに報道されています。海に流れているわけですから魚に影響が出ていると思います。私たちは毎日必ずと言っていいほど魚を食べます。魚を通して危険なものを体内に取り込んでいるのではないかと心配しています。アイナメ、カレイ、貝などの水産物の安全はどのようなのでしょうか。	農林水産部	水産資源課	・水産物に関し、国は、放射性セシウムについて規制値を定めるとともに、継続的に検査を実施しています。・神奈川県以東の太平洋岸で漁獲される水産物について検査が行われ、規制値を超える場合は出荷規制等の対応がとられており、規制値を超えた水産物が市場に流通することはありません。・市場に流通している、「アイナメ、カレイ、貝」についても安全です。・本日(9月6日)時点で、水産庁ホームページに掲載されている「出荷制限や操業自粛が行われている魚種や海域に関する資料」と「水産物の放射性物質調査について」という資料を出力して郵送でお送りします。	すでに実施している	10/16
53	2013/7/16	電話	提案意見	三重県の経済について	三重県は、県の経済をどの様にしようとしているのか、知事は何をやりたいのか見えません。	雇用経済部	雇用経済総務課	三重県では県内企業5000社のアンケートを行うとともに、県職員による1052社の企業訪問を行う等、現場の経営者の声を聞き、昨年7月に三重県の産業に関する戦略として「みえ産業振興戦略」を策定しました。この「みえ産業振興戦略」では6つの戦略を柱としています。例えば、国内外で戦える中小企業の育成や、マザー工場など付加価値創出型施設に焦点を当てた企業誘致強化、「クリーンエネルギー」などの成長分野への取組、県内企業の海外展開支援のほか、生産活動に占めるサービス産業の割合が全国に比べ低いことから、「ものづくり」に加え「サービス産業」にも焦点をしっかりと当て、両産業の融合も念頭に置いた政策を進めていきます。県では今後とも、本戦略をもとに各種の取組を進めるとともに、事業者にとって「肌感覚」に近い「使える」戦略となるよう、本戦略の見直し(ローリング)、フォローアップを行っていきます。	すでに実施している	10/1
54	2013/8/30	電子メール	照会	障がい雇用者について	9月は障がい者雇用月間ですが、実際の障がい者雇用は1.8%に過ぎません。特に精神障がい者雇用は1%を切っています。これではいつまで経っても障がい者雇用は改善されません。ある程度の規模の企業も雇用の義務を課されているだけで現実には随分離れています。ある障がい者が一般枠で求職の応募したのですが、面接の時に障がいがあることを言ったため不採用でした。あるハローワークの職員はオープンにすれば不採用になるケースが多いと言っています。障がい者枠の会社がありますが、健常者とは待遇面で大きな開きがあります。上記の事を考えれば障がい者は求職に二の足を踏むのは当たり前です。この様な改善策を県は考えていますか。教えてください。そのような事例があれば教えてください。障がい者は2重苦・3重苦を背負っているのです。健常者と同じ人間ですなぜ差別・不公平感が出るのですか教えてください。現在、県のとっている政策を教えてください。	雇用経済部	雇用対策課	お問い合わせありがとうございます。三重県では、障がい者雇用を促進するためには、事業主だけでなく、顧客や取引先を含めた社会全体、県民一人ひとりの理解が必要と考えています。このため、障がい者雇用アドバイザーによる事業主への啓発、ジョブサポーターを活用した職場定着支援、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立支援、障がい者就職面接会の開催などのほか、障がい者雇用支援の新たな仕組みづくりを検討しているところです。また、障がい者を含めた就職差別を防止するため、三重労働局等と連携し、事業主を対象とする公正採用選考研修会を開催し、啓発に努めています。今後も、障がい者が当たり前前に働いている三重県の実現に向けて努めて参りますので、ご理解・ご協力を御願いたします。	すでに実施している	10/16
55 (28) (58) (72)	2013/8/12	電子メール	提案意見	おもいやり駐車スペースと障がい者の起業について	これまでに、県の担当課と県議会にも提案をしています。三重おもいやり駐車場利用証制度はいい制度だと思いますが、ショッピングセンターやスーパーマーケットなどでは相変わらず車椅子マークやクローバーマークだけつけて駐車証をぶら下げずに駐車している車が多く、必要な人が駐車できないと思います。ショッピングセンターなどはお客さんにはいづららしく注意することはありません。罰則規定を定めないがぎり、本当に必要な人が駐車できないと思います。是非、駐車違反などの規定を設けてください。 また、障がい者の起業について県政として考えて欲しいです。そこで自然エネルギーを推進する県として、障がい者の産業用太陽光発電に協力してはどうでしょうか。働けない障がい者に太陽光発電で優遇措置をとり起業しやすくし、社会保障費に頼っていた障がい者、高齢者に納税してもらおうというのはどうでしょうか。電力会社は子会社を作り、一般参入しにくくしているのが現状だと思います。電力会社は痛手だと思いますが障がい者用に優遇措置をとり、起業してもらって納税してもらえば財政も潤うのではないかと思います。	雇用経済部	エネルギー政策課	国においては、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で買い取る再生可能エネルギーの固定価格買取制度が、平成24年7月から開始されました。その中で、当初の3年間は、利潤に特に配慮されることとなっておりますので、全量買取制度の太陽光発電については、国、三重県とも、太陽光発電の導入(建設)に対する補助金等の支援策は設けていません。なお、県においては、三重県内でメガソーラーを事業として行おうとする方やメガソーラー事業に土地を提供しようとする方の相談の受付、メガソーラー候補地の情報提供など太陽光発電等の推進に取り組んでいます。(連絡先:エネルギー政策課 電話059-224-2318)何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すでに実施している	9/17
56	2013/9/5	電子メール	提案意見	環境配慮型の機器について	三重県の行っているアンケートで、環境配慮型の機器の中に、『オール電化』が入っていました。オール電化は配慮型機器といえるのでしょうか。オール電化は太陽光発電とセットで販売促進されている商品ですが、深夜電気料金契約で夜間の安い電気でお湯を沸かしておいて昼に使うという経済的にお得という商品で、オール電化そのものが環境配慮型の商品であるとは思えません。現在の発電の主力は火力です。火力はガスや石油の熱エネルギーを電気に変換する時に熱エネルギーとして一部が捨てられます。そして、送電時にロスが発生する上に、最終的に消費する段階でも光や音や動力、熱などとして使用する中で、一番熱として利用するのが効率が悪いといわれています。つまり、電気で湯を沸かす生活を人々が推し進めれば、今の発電構成が変わらない限り地球温暖化をすすめることになるかと私は認識しています。私は、家を新築する際に太陽光発電を導入しましたが、環境のことを配慮して、家の熱源には太陽熱とガスを選択しました。私の認識は古いのでしょうか。	雇用経済部	エネルギー政策課	三重県では、今後の県の省エネ・節電対策等の参考とするため、三重県新エネルギーサポーターの皆さまに対し、今夏の節電の取組、エネルギーの利用状況及び再生可能エネルギーの利用による地域の魅力向上や課題解決等について、アンケートをお願いしました。アンケートの質問12では、太陽光発電、太陽熱利用などの機器について、導入状況をお聞きしました。アンケートの集計においては、例えば、太陽光発電を導入している方が、他のどのような機器を導入しているか明らかにするクロス集計を実施する予定をしています。そのため、本来機器とはいえない「オール電化」を項目にいれました。三重県では、平成24年3月に新エネルギービジョンを策定し、三重県の持つ地域資源や地域特性など三重県の強みを生かした五つの戦略プロジェクトを掲げ、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電、バイオマス発電など10種類の新エネルギーの導入を促進しています。	すでに実施している	10/16

57	2013/8/26	電子メール	苦情	三重テラスの記者発表資料について	県ホームページのお知らせ情報に「三重テラス」が9月28日(土)東京日本橋にオープンする情報が掲載されていましたが、「お越しください」と書いておいて住所も地図も記述していないのは失礼ではないですか。	雇用経済部	課	三重県営業本部担当	先日は「三重テラス」の記者発表資料に関して、ご指摘をいただきまして、誠にありがとうございました。発表内容に下記の住所、地図等の記載がなかったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今後も、皆様方のご意見をもとに、魅力のある「三重テラス」となるよう取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 所在地：東京都中央区日本橋室町2丁目4番1号 (東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」地下直結)「浮世小路千疋屋ビル(YUITO ANNEX)」1・2階	施策の参考とする	10/1
58 (28) (55) (72)	2013/8/12	電子メール	提案意見	おもいやり駐車スペースと障がい者の起業について	これまでに、県の担当課と県議会にも提案をしています。三重おもいやり駐車場利用証制度はいい制度だと思いますが、ショッピングセンターやスーパーマーケットなどでは相変わらず車椅子マークやクローパーマークだけつけて駐車証をぶら下げずに駐車している車が多く、必要な人が駐車できないと思います。ショッピングセンターなどはお客さんにはいづららしく注意することもありません。罰則規定を定めながざり、本当に必要な人が駐車できないと思います。是非、駐車違反などの規定を設けてください。 また、障がい者の起業について県政として考えて欲しいです。そこで自然エネルギーを推進する県として、障がい者の産業用太陽光発電に協力してはどうでしょうか。働けない障がい者に太陽光発電で優遇措置をとり起業しやすくし、社会保障費に頼っていた障がい者、高齢者に納税してもらおうというのはどうでしょうか。電力会社は子会社を作り、一般参入しにくくしているのが現状だと思います。電力会社は痛手だと思いますが障がい者用に優遇措置をとり、起業してもらって納税してもらえば財政も潤うのではないかと思います。	雇用経済部	課	サービス産業振興課	この度は、貴重なご意見を頂戴し、まことにありがとうございます。三重県では、県内の各地域において新たな「地域資源を活用するビジネス」や「地域課題を解決するビジネス」を創出していくために必要な、初期段階の必要経費に対して資金面から支援する「みえ地域コミュニティ応援ファンド」を設けています。 【ご参考】 http://www.miesc.or.jp/web/cgipg/cms/see_more_sm.pl?d=10&c=16 このファンドは、多様な主体が、新しい時代の担い手として、地域の発想や工夫による特色あるビジネスを創出することを支援することを目的に設置したものです。このファンドに基づくビジネス初期段階への資金的支援だけでなく、(公益財団法人)三重県産業支援センターや、県内各商工会議所、商工会等により、事業計画のブラッシュアップや新商品開発、販路開拓等について、総合的にご相談に応えられるメニューが存在しますので、ぜひ多数の皆さまにご活用いただきたく、ご案内申し上げます。 【ご相談先の一例】(公益財団法人)三重県産業支援センター 総合相談窓口 電話番号 059-228-3326 メールアドレス sogo@miesc.or.jp 受付時間(平日) 8:30~17:15	すでに実施している	9/17
59	2013/9/12	電子メール	提案意見	企業の誘致について	県と市が誘致した企業で、社員の処遇のことで不利益を受けました。今後、会社を誘致するときは法律を遵守する企業にしてください。	雇用経済部	課	企業誘致推進課	三重県では、県の経済の発展や雇用確保を目的に企業誘致を行っております。誘致を行った際には、企業と市町・県が一体となって、円滑な操業や地域産業の振興と市民生活の向上を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とした、立地協定を締結しているところです。この協定には、さらに、従業員雇用において、県内での採用への配慮とともに事業所内における人権尊重の確保に努めるよう示しています。このように、今後も立地される企業については、最大限こうした事を遵守いただけるよう努めてまいります。また、相手方企業については、この件について十分に調整いただくようお願いいたします。	すでに実施している	10/16
60 (5)	2013/8/2	電子メール	提案意見	観光振興刺激策について	伊勢志摩地域のご当地ナンバーについて提案していますが、国土交通省が示す基準を満たさないことから、導入は難しいようです。しかし、このまま何もせずに、観光振興をしているだけでいいのでしょうか。三重県民は、保守的であり派手なことはしたがりませんが、このままでは、この先、他の道府県と変わりがなくなってしまう。 また、三重県は、観光資源は豊富ですが、それだけでも、他の道府県と同じになってしまう。他の道府県は、かなり観光政策を練って、一所懸命に実行されております。東海地区だけでも魅力的な観光地はたくさんある中、三重県民や伊勢志摩地区は少しのんびりし過ぎではないでしょうか。少しは攻めの観光戦略や住民戦略を練ってはいかがでしょうか。鳥羽志摩地域では、真珠や海女さんたちを世界遺産に登録しようとする動きも出ています。しかし、世界遺産は、住民全体がその気になれなければ、会議で承認していただけません。どうせならば、伊勢志摩国立公園全体を世界遺産登録する事ができないようであれば、国も登録委員も承認してはもらえません。その一環でご当地ナンバーなどの伊勢志摩圏全体の住民を巻き込んだ提案をたくさん練っていくことが肝要かと思えます。三重県民はそのような観光振興刺激策などには興味はないのでしょうか。他の世界遺産登録地の例などを見ましても、かなり地元の住民や周辺自治体を動かしています。まず足元を固めないと無理な話だと思います。どうやって足場を固めるのでしょうか。お伺いいたします。また、今年の10月末頃に、ご当地ナンバーの追加募集があるそうなので、ご検討いただきますようお願いいたします。	雇用経済部	課	観光政策課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県では、神宮式年遷宮の効果を一過性のものに留めず、遷宮後も多くの観光客に訪れていただける、魅力あふれた観光地の構築を目指し、今年4月から3年間、官民一体となって「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開しています。本キャンペーンでは、県内73カ所の「みえ旅案内所」にて、クーポン機能、スタンプラリー機能を持った「みえ旅パスポート」を発給することで、来訪者の周遊性・滞在性を向上させるとともに、790カ所を超える「みえ旅おもてなし施設」を県内に設置することで、「おもてなし」の向上に取り組んでいます。また、今秋に開設する東京・日本橋の首都圏営業拠点「三重テラス」や関西事務所、名古屋の「桜通りカフェ」等と連携しながら、大都市圏への情報発信を行っています。さらに、県内5地域に地域部会を設け、より住民に近いところで、地域一体となって、地域の特色ある観光資源を活用し、事業の展開を図ってまいります。今後も、「三重県観光キャンペーン」を盛り上げ、三重県を訪れた方々に満足していただけるよう、よりいっそう努めてまいります。	すでに実施している	9/17
61	2013/9/2	電子メール	提案意見	ケーブルカーの復活について	昔、朝熊山にケーブルカーがあり、戦争中に廃止されてから放置されたままだと聞いています。ここに戦前に栄えていたケーブルカーを忠実に再現できればきわめて有望な観光資源になると思います。遷宮効果を一過性としないうための経済効果をもたらす、環境保全にも期待できるのではないのでしょうか。進化した最先端技術で外観と内装はできるだけ忠実に再現し、レトロ調ケーブルカーがよみがえれば伊勢の地はさらなる注目を集め、周辺地域の活性化、持続可能な発展が確実となると思います。当時の記録、研究資料、記憶ある方の協力を得て往年の景観を見てみたいです。	雇用経済部	課	観光政策課	貴重なご意見、ありがとうございます。朝熊山は、昔より「伊勢を参らば朝熊をかけよ、朝熊かけねば片参り」といわれ、眺望もすばらしく、金剛證寺や展望台などの施設もあって、伊勢志摩地域の魅力ある観光資源となっています。現在、朝熊山への交通手段としては、伊勢志摩スカイラインがあり、時間的な効率性や、マイカー利用者が多い三重県の観光客特性などを考えると、一般的には、ケーブルカーより、待ち時間がなく利便性に優れる伊勢志摩スカイラインを選ぶ観光客が多数ではないかと推測されます。このことから、ケーブルカーの必要性や費用対効果について、多くの県民が納得できるような説明を行うことは、困難ではないかと考えます。今後とも、ロープウェイの発祥(昭和2年)といわれる矢ノ川峠旅客索道(尾鷲市)も三重県にあったことなど、これらの産業遺産をストーリーをもって発信し、地元の方々と共に地域の魅力の発信に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	反映は困難である	10/1

62 (75)	2013/ 8/26	電子 メール	提案 意見	三重県観光 キャンペーンについて	三重県観光キャンペーン「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」は、知事や当事者が機会があるごとにPRされていることは理解出来ます。ですが県と市町や県民との連携はどうでしょうか。観光客の入り込みは遷宮の効果で上がっています。この事業の県民の参画は具体的にどのようになされているのですか。トップダウン方式ですめている事業ですが、リピーターの事を考えるとボトムアップが必要だと思います。県民に三重県の観光政策を知ってもらう取り組みをどのように考えてみえますか。これらについて教えてください。県議会議員も考えに温度差が見られます。このことにも疑問を感じます。なぜ県議員がバックアップしないのか不思議でなりません。	雇用 経済 部	観光 政策 課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県観光キャンペーンは、式年遷宮で全国的に注目を浴びるこの好機に、三重の認知度の向上、県内での周遊性・滞在性の向上、三重ファン・リピーターの確保を目的に、官民一体となって実施しています。市町との連携については、キャンペーン推進協議会に5つの地域部会を設け、各地域の市町や観光協会が、地域の資源を活かしたテーマを設定し、情報発信や誘客促進を図っているところです。また、中部国際空港セントレアでは、ロゴマークに掲載されている11の観光スポットのパネルや10体の忍者の人形が設置されるなど三重のPRが行われています。近鉄やJR東海においては、主要駅でのポスターの掲示、三重交通の路線バスにロゴマークのステッカーを貼付、平治煎餅やおにぎりせんべいにもロゴマークを添付するなど、企業とも一体となって情報発信を行っており、キャンペーンの機運を盛り上げています。遷宮をきっかけに、伊勢や三重県を取り上げるテレビ番組や雑誌も増えており、伊勢神宮への参拝者数は、9月の時点で、過去最高であった平成22年の年間参拝者数を更新する勢いです。この状況を、できるだけ遷宮後も維持し、伊勢だけではなく県内各地の観光地を周遊していただけるよう、今後とも、三重県観光キャンペーンを通じて、官民共同で取り組んでまいります。さらに、県内を周遊していただくツールである「みえ旅パスポート」は、約5ヶ月で57,780件(9/8時点)の発給を行っています。旅行者の案内窓口で「みえ旅パスポート」の発給窓口でもある「みえ旅案内所」は、4月のキャンペーン開始時の68施設から80施設になり、「みえ旅パスポート」の提示で様々な特典が得られる「みえ旅おもてなし施設」も647施設から約800施設に増加してきました。まだまだ十分に周知されていない部分もありますので、今後とも、市町や企業の皆様と一体となって、三重県観光キャンペーンを盛り上げ、三重県観光の情報発信と誘客促進に努めてまいります。	すで に実 施し てい る	10/1
63 (19)	2013/ 8/22	電子 メール	提案 意見	観光地の白 ナンバーバ スについて	三重県は、白ナンバーバスにあますぎるのではないですか。三重県の観光地に白ナンバーバスが多すぎると思っています。本来、送迎のみの利用が目的のはずなのに、観光までサービスするという事は、どこかで料金ををとっているのではないかと思います。県外でも三重ナンバーの白ナンバーバスを見かけます。取り締まり強化をお願いします。また、県や市町所有以外の白ナンバーバスに、別途税金をかけるのはどうでしょうか。	雇用 経済 部	観光 政策 課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。白ナンバーのバスやタクシーの取り締まりについての権限は、三重運輸支局が担っていることから、今回いただいたご意見は、早速、三重運輸支局の輸送・監査担当に報告させていただきました。三重運輸支局によると、白ナンバーのバスやタクシーが特定できれば、個別に指導することが可能とのことです。見かけた場所や時間、車のナンバー等の具体的な情報があれば、ご連絡いただきますようお願いいたします。今後も、三重運輸支局と連携しながら、旅行者の安全の確保を図ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。	施策 の参 考と する	10/1
64	2013/ 8/23	電子 メール	提案 意見	伊賀にん じゃマス コットにつ いて	三重県では伊賀忍者のPRに取り組んでいますが、漫画にもありますので、協力して行って頂きたいです。作家はネット上でも評判にあがる方です。伊賀市とも協力し、魅力発信の強化をお願いします。	雇用 経済 部	観光 誘客 課	貴重なご意見ありがとうございます。本県は、自然や環境に恵まれ、優れた観光資源を多く有していますが、その中でも、戦国時代を中心に優れた忍術が発達したといわれる「伊賀流忍者」は、希少で独自性を持ち、国内だけでなく海外でも知られている重要な観光資源です。この世界に誇る観光資源「忍者」を活用しながら、広く発信していくことを目的に、伊賀・名張両市をはじめ、観光関係団体及び県で構成する「伊賀流忍者観光推進協議会」を、昨年立ち上げ、伊賀流忍者のPRに取り組んでいます。本協議会の中では、伊賀流忍者ロゴマークを作成し、これを活用した忍者衣装、ステッカー等でのPRにも取り組んでいますが、ご意見いただいたようなアニメなど発信力のあるコンテンツとの連携は、国内外に伊賀流忍者を大きく発信することに繋がります。タイアップにあたっては、権利関係をはじめ様々な課題もありますが、今回いただいたご意見につきましては、関係市町にも共有させていただきながら、今後も効果的な発信に向け、取り組んでまいります。	施策 の参 考と する	10/1
65	2013/ 9/2	電子 メール	提案 意見	ビザ規制緩 和について	ブラジル人に対して、ビザの規制緩和を検討中と聞きましたが、ビザ規制緩和には反対です。	雇用 経済 部	国際 戦略 課	平素から、県政の推進に際しまして、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。三重県では、本年8月16日から21日までの間、産学官民からなるミッション団を編成し、姉妹提携40周年を迎えたブラジル・サンパウロ州を訪問しました。その際、我が国とブラジルの短期滞在査証免除につきまして、日系人の方々を中心にいろいろな分野の方々から要望があったところです。我が国は、中南米においてアルゼンチン、ウルグアイ、メキシコ等合計12カ国の国々と既に査証(ビザ)免除協定を締結済みであり、世界全体では、2013年7月1日時点で、既に66の国・地域に対して実施査証を免除しています。また、ブラジルは、既に、英・仏・独のユーロ圏や韓国等とも短期滞在査証免除協定を締結済みです。主要国では米国と我が国のみが査証を維持している状況にありますが、その米国も既に2010年より10年間有効査証導入など最大限の便宜を図っています。これらは、ブラジルの経済が急速に成長をしており(GDPも2015年には世界第5位になると予想)、主要国の多くが南米最大のマーケットであるブラジルを経済交流の相手方として重視していることの一つの表れであると考えています。今後、来年のワールドカップや2016年のオリンピック開催などを目前に控え、他国がこのブラジルマーケットに攻勢をかけることが予想される中、我が国が一層の交流促進を行い、需要を取り込むことが、我が国経済全体や三重県経済の発展、また、我が国の成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな成果をもたらすと考えています。このため、当面の措置として、日本に滞在する場合、一定の審査条件(収入等)を課したうえで、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在査証の交付を国に対して要望していく予定です。我が国及び三重県にとって、査証の緩和は、観光をはじめ様々な面で大きなメリットがあると考えています。本取組に関するご理解とご協力をお願いします。	施策 の参 考と する	10/16

66	2013/9/2	電子メール	提案意見	ビザ免除について	三重県知事が日本-ブラジル間の90日間の滞在ビザ免除を外務大臣に陳情したと聞きました。むしろ、入国ビザの一層厳しい処置をする必要があると思います。ビザ免除に反対します。	雇用経済部	国際戦略課	平素から、県政の推進に際しまして、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。三重県では、本年8月16日から21日までの間、産学官民からなるミッション団を編成し、姉妹提携40周年を迎えたブラジル・サンパウロ州を訪問しました。その際、我が国とブラジルの短期滞在査証免除につきまして、日系の方々を中心にいろいろな分野の方々から要望があったところです。我が国は、中南米においてアルゼンチン、ウルグアイ、メキシコ等合計12カ国の国々と既に査証（ビザ）免除協定を締結済みであり、世界全体では、2013年7月1日時点で、既に66の国・地域に対して実施査証を免除しています。また、ブラジルは、既に、英・仏・独のユーロ圏や韓国等とも短期滞在査証免除協定を締結済みです。主要国では米国と我が国のみが査証を維持している状況にありますが、その米国も既に2010年より10年間有効査証導入など最大限の便宜を図っています。これらは、ブラジルの経済が急速に成長をしており（GDPも2015年には世界第5位になると予想）、主要国の多くが南米最大のマーケットであるブラジルを経済交流の相手方として重視していることの一つの表れであると考えています。今後、来年のワールドカップや2016年のオリンピック開催などを目前に控え、他国がこのブラジルマーケットに攻勢をかけることが予想される中、我が国が一層の交流促進を行い、需要を取り込むことが、我が国経済全体や三重県経済の発展、また、我が国の成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな成果をもたらすと考えています。このため、当面の措置として、日本に滞在する場合、一定の審査条件（収入等）を課したうえで、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証の交付を国に対して要望していく予定です。我が国及び三重県にとって、査証の緩和は、観光をはじめ様々な面で大きなメリットがあると考えています。本取組に関するご理解とご協力をお願いします。	施策の参考とする	10/16
67	2013/7/16	電子メール	相談	建築基準法第42条第2項の道路について	伊勢建設事務所建築開発室で、平成22年度に建築基準法第42条第2項道路に指定されていると伺いましたが、地主の許可なしに勝手に私道を半公道扱いにできるのでしょうか。経過も調べず勝手に地主との話し合いで地域の了解ができているとの判断はどうかと思います。現状、家屋が立っているということだけで決定する一方的な権限は国にあるのか確認したい。当方、法的な知識がないので判りやすく早急にご説明お願いいたします。	県土整備部	建築開発課	お問い合わせいただいた道路の指定とは、建築基準法（以下、「法」という。）第42条第2項により、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長を言い、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。）が指定したものは道路とみなす、と規定されているもので、三重県においては三重県建築基準法施行細則により「幅員4m未満1.8m以上の道」としています。同法による道路の指定と土地私権との関係については、旧建設省の通知により、所有権の制限はないが、土地所有者の使用権のみ制限されるものであることから、私権の侵害になるとは解釈されておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している	9/17
68	2013/7/25	電話	要望	道路の危険箇所について	いつも利用する国道163号線の津市美里町南長野の平木に行くまでの道路ですが、道路が下がっていて、トラックに積んでいた荷物が荷崩れを起こしそうになります。危険ですので早急に対策をしてください。	県土整備部	全津室建設事務所保	県では、定期的に道路パトロールを実施し、道路利用者の安全な走行確保に努めています。当該路線について、パトロールを実施した結果、走行に支障のある箇所は見受けられませんでした。パトロール業務や道路利用者の方々からの情報をもとに、道路管理者として危険と判断した箇所については、早急に対処いたしますのでご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。	すでに実施している	9/17
69	2013/7/30	電子メール	苦情	鈴鹿青少年の森公園駐車場の閉鎖について	平常は早朝利用者の為、センター宿泊所前の駐車場を利用させて頂いていますが、当日は門が閉鎖されており、多くの方が朝8時までは路上駐車となりました。事前広報、連絡も無く、業務受注業者は県担当者の指示に従って要るだけで、何の対応もできず、不満をもって帰宅された人が沢山あったようです。しっかりと対応をよろしくお願い致します。	県土整備部	室鈴鹿建設事務所総務・管理	ご意見いただきました青少年センター宿泊所前の駐車場は、第3駐車場のことと思われます。鈴鹿青少年の森公園は、保安のため、利用時間を8時30分から20時（6月～8月）までとし、駐車場は、公園の利用時間外は閉鎖しておりました。しかし、早朝も公園を利用したいという御要望もあり、第3駐車場のみ24時間開放としておりました。しかしながら、イベント（8時間耐久レース）が開催される7月26日～28日までの間は、公園利用以外の長時間駐車を防ぐため、公園利用時間外は閉鎖させていただきました。また、7月26日～28日までの間は、キャンプ場を予約された方の駐車台数を確保するために、第3駐車場をキャンプ場及び炊飯場の利用者に限定させていただきました。このことについては、7月24日からサーキット道路入口付近と第3駐車場入口付近に看板を設置して周知しておりましたが、周知期間も短く、知らずに御来園された方には、ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。今後の夜間開放時や多数の利用者が見込まれるイベント時の駐車場の利用方法については、県が公園管理を委託している業者とも相談のうえ改善してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	今年度内に反映したい	10/1
70	2013/8/19	電子メール	提案意見	議員の政務活動費について	政務活動費は第2の報酬と言われています。関係法令を教えてください。全額使っている方やほとんど使っていない方がいますが、なぜこういうことが起きるのですか。政務活動費は税金です。議員の意識が無いように思います。もっと政務活動費について考えてください。	議会事務局	議会事務局	政務活動費は、地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき交付することができることになっており、三重県においても「三重県政務活動費の交付に関する条例」により、その額や交付の対象、方法を定めています。条例では、会派及び議員に対し、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することとしています。会派や議員によって、その必要な経費が異なるため、使用した額に差が生じることとなります。なお、ご指摘のとおり政務活動費は税金で賄われておりますので、本県においては、全ての領収書を添付した収支報告書を会派及び議員から提出しています。それらの収支報告書等については、議会図書室において閲覧ができるようにしており、その用途の透明性の確保に努めています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している	9/17
71 (77)	2013/8/16	電子メール	提案意見	県ホームページと県議会への県民の声について	県教育委員会ホームページの県民の声の25年度分が更新されていないのはなぜですか。全く投書がないのか載せる気がないのかわかりません。実際他の方が送っても返信もないようですし、回答もみていると本質から外して回答してあるのはなぜなのでしょう。議会の給与の話に対して議会事務局が対応していて議員に伝えるとのことですが、なぜ議員に回答させないのでしょうか。これは事務局が対応することではないことを確認してください。選挙で選ばれたからこそ直接回答する義務が生じるものです。議会事務局の名で代わりに答えているのも聞きましたが、ちょっと恥ずかしいです。	議会事務局	議会事務局	県議会にいただきましたご意見については、三重県議会広聴広報会議座長（副議長）から回答しております。（三重県ホームページ内の「県政にご意見を（県民の声）」では、データベースシステムの構成上、「議会事務局」として分類表記しています。）県議会は議員により構成される合議体であり、議員はそれぞれさまざまな考え方や意見を持って県民の皆さんからのご意見を受け、それぞれの判断のもとに議会内で活動しています。ご意見をいただいた時点で、その内容に関して県議会として決定された事項がある場合は、回答の中で説明しています。議員報酬につきましては、平成24年度に設置した「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」（議員9人で構成）において、県民の皆さんからのご意見も踏まえて議論を重ね、議員提出議案として関係条例の一部を改正する条例案を本会議に提出し、平成25年2月27日に可決されました。なお、いただきましたご意見は議員に周知いたします。	すでに実施している	9/17

72 (28) (55) (58)	2013/ 8/12	電子 メール	提案 意見	おもいやり 駐車スペースと障がい者の起業について	これまでに、県の担当課と県議会にも提案をしています。三重おもいやり駐車場利用証制度はいい制度だと思いますが、ショッピングセンターやスーパーマーケットなどでは相変わらず車椅子マークやクローバーマークだけつけて駐車証をばら下げずに駐車している車が多く、必要な人が駐車できないと思います。ショッピングセンターなどはお客さんにはいづららしく注意することもあります。罰則規定を定めないがぎり、本当に必要な人が駐車できないと思います。是非、駐車違反などの規定を設けてください。 また、障がい者の起業について県政として考えて欲しいです。そこで自然エネルギーを推進する県として、障がい者の産業用太陽光発電に協力してはどうでしょうか。働けない障がい者に太陽光発電で優遇措置をとり起業しやすくし、社会保障費に頼っていた障がい者、高齢者に納税してもらおうというのはどうでしょうか。電力会社は子会社を作り、一般参入しにくくしているのが現状だと思います。電力会社は痛手だと思いますが障がい者用に優遇措置をとり、起業してもらって納税してもらえば財政も潤うのではないかと思います。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る	9/17
73	2013/ 8/8	電話	提案 意見	議会図書室の蔵書を一般の利用者に貸し出すことについて	議会図書室の図書は、議員による利用が少なく、議員に対して貸し出されているのは現在20冊程度です。図書を利用する者が少なく、図書はほとんど真っ新の状態です。図書を有効に活用するため、これを一般の利用者に貸し出すことを提案します。議員による利用が優先であるので、貸出期間は2週間とし、延長は認めないこととするのが適当と考えます。また、これまで経費の節減のため隔日に開館することなどを提案してきましたが、取り上げられていません。自分の提案も含めて議会図書室の利用率の向上の方法を検討してください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定において、議員の調査研究に資するために附置しなければならないことと規定されています。また、同条第20項により一般の利用に供することができることとされており、三重県議会は、県職員等のほか一般の県民の皆さまにも、土曜日や日曜日、祝日、年末年始を除く平日の8時30分から17時15分の間、ご利用いただいております。平成24年度には議員、県職員、一般の方を含めて12,000人超の方が来室するなど多くの方にご利用いただいております。ご提案のように隔日に開室することや、議員が利用するときのみ開室することなどは、考えておりません。また、一般の方に貸出を行うことは、現在の人員態勢や予算では貸出者の本人確認や貸出図書の紛失など様々な場面に十分に対応できないなどの課題があり、現在のところ考えておりません。図書や雑誌の一般の方への貸出については、県立図書館などの施設をご利用くださるようお願い申し上げます。なお、引き続き議員の調査研究による利用を一層促進するため、議員のニーズに応じた情報や資料の収集保存にさらに取り組むとともに、議員への情報提供に努めてまいります。いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る	9/17
74	2013/ 9/2	電子 メール	提案 意見	原子力発電所に対する防災対応について	福井県の原子力発電所は、三重県に意外と近いです。三重県に被害が及んだら議会としてどうされるか聞きたいです。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る	10/1
75 (62)	2013/ 8/26	電子 メール	提案 意見	三重県観光キャンペーンについて	三重県観光キャンペーン「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」は、知事や担当者が機会があるごとにPRされていることは理解出来ます。ですが県と市町や県民との連携はどうでしょうか。観光客の入り込みは遷宮の効果で上がっています。この事業の県民の参画は具体的にどのようになされているのですか。トップダウン方式ですめている事業ですが、リピーターの事を考えるとボトムアップが必要だと思います。県民に三重県の観光政策を知ってもらう取り組みをどのように考えてみえますか。これらについて教えてください。県議会議員も考えに温度差が見られます。このことにも疑問を感じます。なぜ県議会議員がバックアップしないのか不思議でなりません。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	県議会では、式年遷宮や県の首都圏営業拠点、関西事務所などを効果的に活用して、三重県の認知度向上につながる営業戦略を構築していくことが重要と考え、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会を設置し、部局間の連携について調査しています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る	10/1
76	2013/ 8/12	面談 来訪	要望	復興予算の国への返還について	8月11日(日)に知事がテレビに出演し、復興予算の返還について話をされていたと聞きました。テレビで話をする前に、なぜ復興予算を県が国に対し返還することとなったのか、県議会に対し知事からの報告がされていません。返還と聞くと不適正な事務処理を思い浮かべますが、知事は被災地に何回も行かれて、あれだけ被災地に寄り添った行動をしてきたのに、今回、復興予算を返還する事態になったのはとても残念であり、県民として理解できません。なぜこのようなことになったのか、返還に至った経緯や理由について、県議会の場で説明があるべきです。正副議長に伝えてください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	今回の復興予算に基づく基金事業の執行に関して、県は国の要綱等により適切に処理しているところですが、「復興関連予算として残っていると推測される額については、避難者に直接対応する事業に用途を限定し、それ以外については速やかに返還すること」という国からの要請に基づき返還を検討している、と聞いております。県議会への説明については、今後、補正予算などの議案提案時に行われるものと考えております。なお、いただきましたご意見については、全議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る	10/1
77 (71)	2013/ 8/16	電子 メール	提案 意見	県ホームページと県議会への県民の声について	県教育委員会ホームページの県民の声の25年度分が更新されていないのはなぜですか。全く投書がないのか載せる気がないのかわかりません。実際他の方が送っても返信もないようですし、回答もみていると本質から外して回答してあるのはなぜなのでしょう。議会の給与の話に対して議会事務局が対応して議員に伝えるとのことですが、なぜ議員に回答させないのでしょうか。これは事務局が対応することではないことを確認してください。選挙で選ばれたからこそ直接回答する義務が生じるものです。議会事務局の名で代わりに答えているのも聞きましたが、ちょっと恥ずかしいです。	教 育 委 員 会	教 育 総 務 課	ご意見いただきまして、ありがとうございます。ご指摘いただいた「県民の声」の該当ページについては、三重県のホームページの「県政にご意見を(県民の声)」に寄せられたご意見のうち、教育委員会所管にかかるご意見だけを教育委員会のホームページから閲覧できるよう「県民の声」のページにリンクさせたものです。平成25年度分については、現在のところ、教育委員会のホームページから閲覧できませんが、三重県のホームページの「お答えします(県民の声を受けて)」からご覧になることは可能です。しかしながら、平成25年度分のみ教育委員会のホームページから閲覧できないことは、平成25年度は「県民の声」にご意見をいただけないかのように誤解されるおそれがあることからすみやかに閲覧できるようにいたします。	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	9/17
78	2013/ 8/26	提案箱	苦情	物品の購入について	県立学校の事務職員が学校で使う物品の購入において、特定の業者と癒着しているようです。このようなことをやめさせてください。	教 育 委 員 会	予 算 経 理 課	県立学校で使用する物品は、主に、「公費」で購入する場合とPTA費や後援会費など「私費」で購入する場合があります。公費で購入する場合は、地方自治法や三重県会計規則などの法令に従い事務処理を進めており、公正性、公平性、透明性を担保しています。実際の購入手続きは、原則、電子調達システムにより公開し入札することになっておりますが、事務の簡素・効率化と地域事業者の育成を図るため、一定額以下の物品については、見積徴取による購入も実施しています。この場合においても、規程により金額に応じた見積徴取事業者数を定め、選定回数を均等にするなど、可能な限り公正性、公平性の担保を図っています。また、私費で購入する場合についても、公正かつ透明な事務処理が求められていることから、三重県会計規則に準じた取扱いを基本とした「学校諸費等に関する取扱い要領」を定め、運用しています。引き続き、会計事務において疑義の生じることのないよう努めるとともに、改めて、適切な会計事務の確保について徹底を図ります。	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	10/1
79	2013/ 8/30	電子 メール	提案 意見	教員免許について	私の家族は、現在県内の特別支援学校に通学しています。しかし、特別支援学校の免許を保有していない先生が授業をしているとの話を聞き、非常に腹が立ちました。三重県は特別支援学校のことを軽視しているのですか。調べたところ、当分の間は、免許を保有してなくても授業ができるようですが、県内の特別支援学校に勤務する先生に対して、職務として早急に命令し、免許を取得させ100%とするべきです。そして、取得しない先生は排除してください。先生の採用や異動させる際にはもちろん免許保有を必須としていますよね。計画があるのであれば、提示してください。(何年度までに100%とする目標等)	教 育 委 員 会	教 職 員 課	ご意見ありがとうございます。特別支援学校の教諭については、特別支援学校の教員の免許状(以下「特支免許」といいます。)及び特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状が必要ですが、教育職員免許法により、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭等となることとされています。本県では、特支免許所持を要件として特別支援学校教諭の採用選考試験を実施するとともに、特別支援学校の教諭に対して特支免許取得のための単位を修得できる講習を開催するなどにより、特支免許保有者の確保に努めています。なお、特支免許保有率向上のための計画等は作成しておりませんが、本県の保有率は年々向上しており、平成24年度は78.3%と、全国平均の69.5%を上回っているところですので、ご理解のほどお願いします。	す で に 実 施 し て い る	10/1

80	2013/8/16	電話	提案意見	鳩の対策について	ある県立学校の前を通ると校舎に多数の鳩がとまっています。何か対策はとらないのですか。鳩の被害はないのですか。	教育委員会	学校施設課	当該県立学校から、これまで鳩に関する被害は聞いていません。今後、鳩に関する被害が発生した場合は、対策を検討します。	施策の参考とする	9/17
81	2013/8/30	電子メール	提案意見	学力テストの結果について	県教育委員会は何をしているのですか。結果的に、何も進歩していないどころか後退しているじゃないですか。原因も把握していないんじゃないんですか。だからいくらお金をかけても何をしても無理でしょ。税金の無駄遣いです。	教育委員会	小中学校教育課	平成25年度全国学力・学習状況調査の結果については、教科に関する調査において、小中学校ともに、全国的に全国平均を下回っており、厳しく受け止めています。学力向上のためには授業改善が最も重要であることから、県教育委員会では、今年度から、小中学校において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育むため、実践的な授業改善モデル（学習指導案、教材・教具等）を作成する取組を現場の教員の参加も得ながら進めています。今後、このモデルを授業研究等を通じて、県内の各小中学校に普及し、子どもたちの学力向上につなげたいと考えています。また、子どもたちが家庭において、予習や復習にあてる時間が少ないことなど、学習習慣や生活習慣にも課題が見られることから、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、一体となって子どもたちの学力向上に向けた取組を進める必要があります。このため、県では、昨年度から、「みえの学力向上県民運動」を実施しており、この取組をさらに充実させていきます。今後も、各市町教育委員会と連携・協力するとともに、家庭や地域の皆様方の協力も得ながら、学力向上の取組を一層進めていきたいと考えています。	すでに実施している	10/16
82	2013/9/4	電子メール	提案意見	事件への対応について	15歳少女殺人事件について、なぜ三重県知事からこの事件の声が聞こえてこないのでしょうか。こういう事件にいち早く声を発することがフットワークではないでしょうか。発言しているかもしれませんが、聞こえてきません。ブログでも発言しましょうよ。今後の話として、啓発活動を行い、個人の防犯意識を促し、夜間の一人歩きはやめましょうとか、ポスターを駅に貼るのも必要でしょうけど、まず、やるべきことは知事から「この事件は決して許せない事件」だという、意思表示をしてはいかがでしょうか。	教育委員会	生徒指導課	教育委員会としましては、子ども達の安全対策については、地域のボランティアの協力を得るなど地域社会全体で子どもの安全を見守る体制の充実を進めるとともに、危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育の取組を推進することで、子どもたちの安全確保を図る必要があると考えています。教育委員会の登下校を含む安全対策として、以下の取組を行っています。（１）防犯教育実践事業の実施 高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を育成するための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を図る。（２）教職員を対象とした講習会の開催 学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実や交通事故防止のためのルールやマナー指導等を目的とした講習会の実施を行う。（３）効果的な不審者情報の配信 不審者情報対応マニュアルを作成し、県立学校及び各市町等教育委員会等に対して、不審者情報に関する迅速な情報提供に努めると共に、効果的な不審者情報の配信がされるよう各関係機関との連携のもと、体制の整備を図る。また、今回の事案に係る通知としましては、各市町等教育委員会事務局生徒指導主管課長及び各県立学校長に対して、これまでも機会あるごとに周知しているところですが、改めて平成25年8月30日付けで「児童生徒の安全確保について（依頼）」の発出を行い、通学路や地域における危険箇所の安全点検の強化、幼児児童生徒への安全指導の徹底、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制の充実とともに、休日及び夜間の外出における注意喚起の徹底を行いました。	すでに実施している	10/16